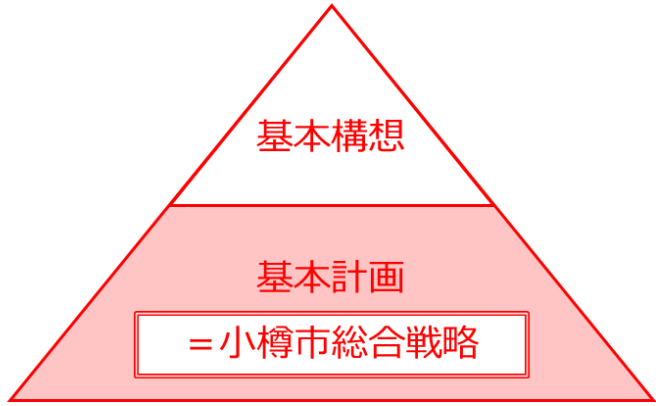


第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

I 基本計画について

基本計画 / 01 趣旨

現在の記載	修正後	改訂理由
この基本計画は、第7次小樽市総合計画基本構想の方向に沿って、市政全般にわたって施策の体系を定め、施策の具体的な内容を示すものです。	この基本計画は、第7次小樽市総合計画基本構想の方向に沿って、市政全般にわたって施策の体系を定め、施策の具体的な内容を示すものです。<u>なお、この基本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、地方版総合戦略と一体のものとして構成し、総合計画に掲げる将来都市像「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽～あらたなる100年の歴史へ～」を、地方版総合戦略における地域ビジョンと位置付けます。</u> ※第7次小樽市総合計画と総合戦略の位置付け 将来都市像 = 地域ビジョン 自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽 ～あらたなる100年の歴史へ～ 	総合計画と総合戦略を一体化し、総合的かつ効率的に推進する旨を明記。

基本計画 / 02 計画期間

現在の記載											修正後											改訂理由																																																																																																			
この基本計画の期間は、基本構想と同様、令和元（2019）年度から令和 10（2028）年度までの 10 年間とします。ただし、策定から 5 年後をめどに中間見直しを行うものとするほか、必要に応じて見直しを検討することとします。											この基本計画の期間は、基本構想と同様、令和元（2019）年度から令和 10（2028）年度までの 10 年間ですが、本計画の策定後に生じた社会変革の動きに対応するとともに、各施策の進捗状況を踏まえて取組内容の修正等を行うため、令和 6 年度に基本計画の見直しを行いました。											見直し実施に伴う修正																																																																																																			
<table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>基本構想</td><td colspan="10"></td></tr><tr><td>基本計画</td><td colspan="5"></td><td colspan="5">見直し反映</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>見直し</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>												R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	基本構想											基本計画						見直し反映										見直し						<table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>基本構想</td><td colspan="5"></td><td colspan="5">見直し反映</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>見直し</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>基本計画</td><td colspan="5"></td><td colspan="5">見直し反映</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>見直し</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>												R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	基本構想						見直し反映										見直し						基本計画						見直し反映											見直し					見直し実施に伴う修正
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																																																																																															
基本構想																																																																																																																									
基本計画						見直し反映																																																																																																																			
					見直し																																																																																																																				
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																																																																																															
基本構想						見直し反映																																																																																																																			
					見直し																																																																																																																				
基本計画						見直し反映																																																																																																																			
						見直し																																																																																																																			

現在の記載	修正後	改訂理由
(前略)	(前略)	
《効果的・効率的な施策の展開を図るための PDCA サイクル》 事業の見直しやスクラップ アンドビルドなどの改善 ACTION 改善 PLAN 計画 社会経済情勢の変化や 市民ニーズ等を踏まえて 効果的な事業を検討 行政評価により、指標の推移 などから施策の効果や施策を 構成する事業の妥当性を点検 CHECK 評価 Do 実施 財政状況を考慮しながら 優先順位を付けて事業を 実施 削除 ※標準的なサイクル…事業実施の翌年度に点検及び改善を行い、その翌年度の事業に反映		事業実施後の見直しや改善は、毎 年度の予算編成においても実質的に 行われている中で、今後、施策評価と しての行政評価実施方法を検討する に当たっては、「標準的なサイクル」 に必ずしも当てはまらないことも考 えられるため。

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

人口減少・少子高齢化への対応

人口減少・少子高齢化への対応 / 前文

現在の記載
人口減少と少子高齢化の進行は、地域経済の縮小、労働力の減少、地域コミュニティ機能※の低下、行政サービスに必要な税収の減少など、まちの活力や生活利便性の低下をもたらすことが懸念され、それが更なる人口減少につながる恐れがあります。
※「地域コミュニティ機能」…（略）
本市がこれからも住みよい、魅力的なまちであり続けるためには、少子化と転出超過を改善して人口減少の抑制を図りつつ、将来の人口規模や人口構造にしっかりと適応していく必要があります。

《小樽市の人口推計》

・平成 27(2015)年は国勢調査結果(総人口には年齢不詳を含むため、合計とは一致しない)
・推計は、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による(平成 30 年 3 月推計)

実績 121,924
推計 111,129
100,236
89,561
79,253

総人口は 5 年ごとに約 1 万人の減少

75 歳以上の割合の増加が顕著

65 歳以上計 36,525 (46.1%)

生産年齢人口(15~64 歳)が 20 年で約 4 割減少

年少人口(0~14 歳)が 20 年で半減

こうした見通しを踏まえ、これからも住みよい魅力的なまちであり続けるために

人口減少への挑戦(減少抑制) + 将来人口への適応

(次ページへ続く)

修正後	改訂理由
人口減少と少子高齢化の進行は、地域経済の縮小、労働力の減少、地域コミュニティ機能※や公共交通機能の低下、行政サービスに必要な税収の減少など、まちの活力や生活利便性の低下をもたらすことが懸念され、それが更なる人口減少につながる恐れがあります。	人口減少がもたらす影響の一つとして、公共交通機能が維持困難となることを追記。
※「地域コミュニティ機能」…（略）	
本市がこれからも住みよい、魅力的なまちであり続けるためには、少子化と社会減による人口減少を抑制しつつ、将来の人口規模や人口構造にしっかりと適応していく必要があります。	「抑制を図る」から「抑制する」に表現を強化するとともに、基本構想における修正後の表現と合わせた。

《小樽市の人口推計》

・平成 27(2015)年及び令和 2(2020)年は国勢調査結果(総人口には年齢不詳を含むため、合計とは一致しない)
・推計は、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による(令和 5 年 12 月推計)

実績 121,924
推計 111,299
101,222
91,079
81,306
71,968
63,298
55,542

総人口は 5 年ごとに約 1 万人の減少
※75 歳以上の割合の増加が顕著

65 歳以上計 29,503 (53.1%)

生産年齢人口(15~64 歳)が 35 年で約 6 割以上減少

年少人口(0~14 歳)が 35 年で約 7 割減

こうした見通しを踏まえ、これからも住みよい魅力的なまちであり続けるために

人口減少への挑戦(減少抑制) + 将来人口への適応

国勢調査結果及び最新の社人研推計への時点修正
また、後述の人口シミュレーショングラフを行わないことによるグラフの一本化に伴い、社人研による推計が行われている令和 32 年(2050 年)まで記載を追加

人口減少・少子高齢化への対応 / 前文

現在の記載
(前ページの続き)
これらは様々な要素が絡み合った複合的な課題であるため、人口対策の視点で施策を関連付けるとともに、分野を横断して課題を共有し、連携して取り組みます。 <u>また、本計画及び国・北海道の地方創生関連計画を踏まえて「小樽市総合戦略」を策定し、重点的に推進します。</u>



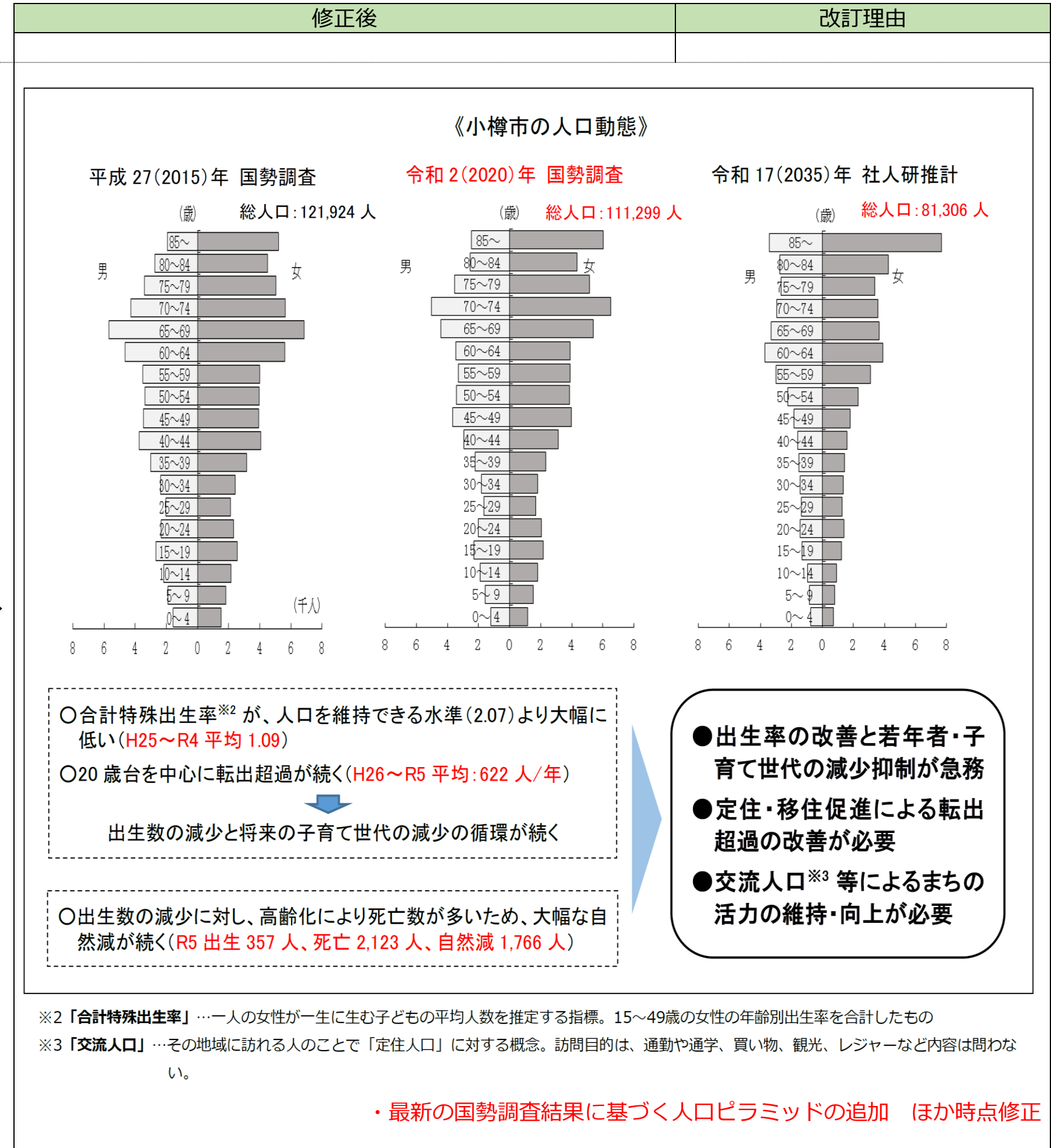
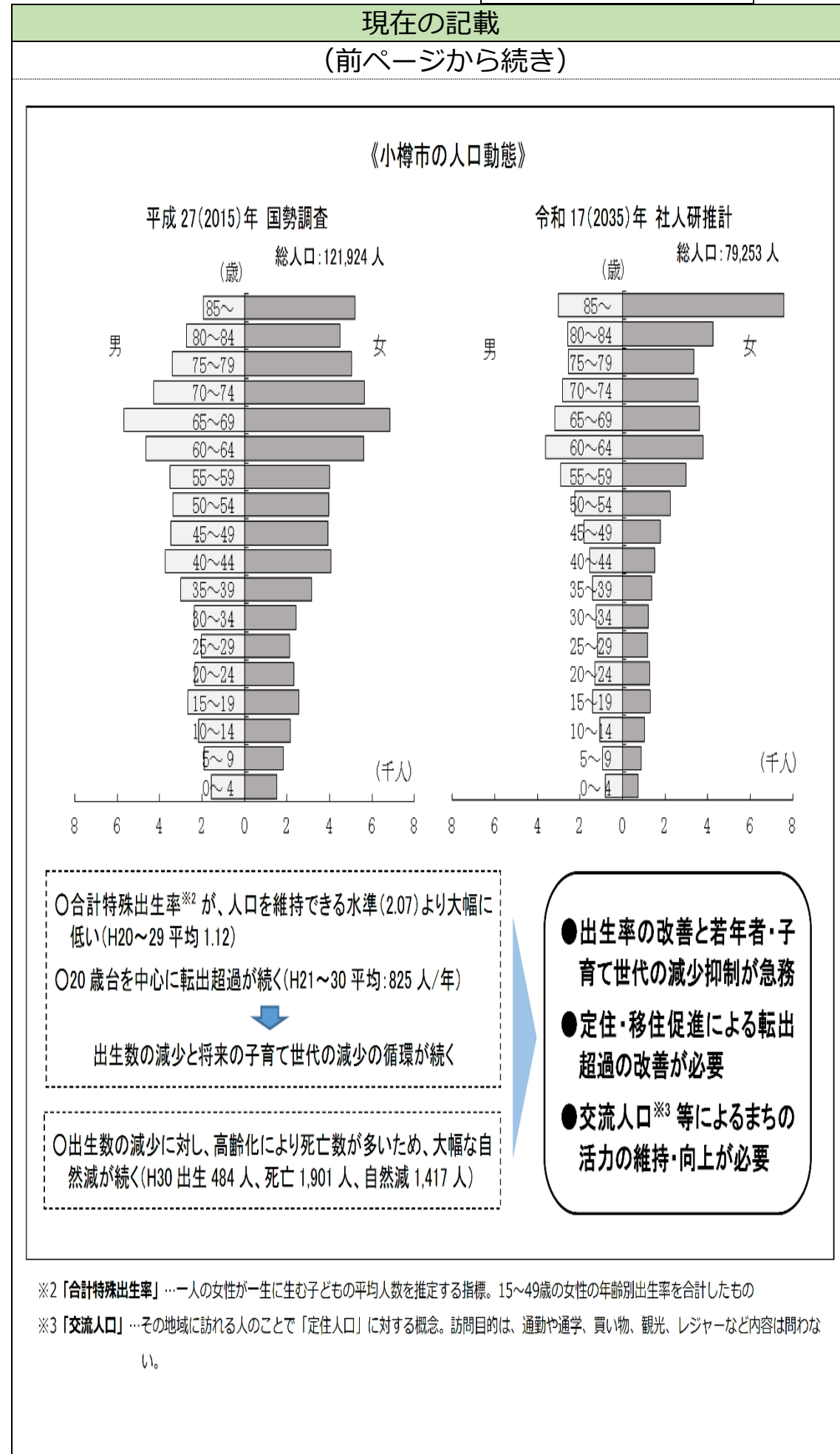
修正後	改訂理由
これらは様々な要素が絡み合った複合的な課題であるため、人口対策の視点で施策を関連付けるとともに、分野を横断して課題を共有し、連携して取り組みます。	
(削除)	総合計画と総合戦略を一体化する旨を基本計画前文に記載したことを踏まえた削除

人口減少・少子高齢化への対応 / 01 人口減少への挑戦 / 現状と課題

現在の記載
(タイトル) 人口減少への挑戦 ～ <u>住みたい、訪れたい</u> まちづくり～
本市では、 <u>未婚化の進展など</u> により低い出生率が続いていることと、若年層の大都市圏などへの転出超過による子育て世代の減少が相まって出生数が減り続け、それが将来の子育て世代の更なる減少を招くことから、今後も少子化が進行し、将来のまちを支える世代の大幅な減少が予想されます。
このため、子育ての希望がかなえられる環境を整えて出生率の改善を図るとともに、教育環境の充実など子育て世代にとって魅力あるまちづくりと、郷土への誇り・愛着の醸成や安定した働く場の確保などによる若年者の地元定着に努め、若年者・子育て世代の減少を抑制することが急務となっています。
また、移住に関する地域間競争が厳しさを増す中で本市の <u>転出超過を改善していく</u> ためには、買い物環境や交通、除排雪など、居住の意思に関わると考えられる要素を意識して暮らしやすさの向上を図り、市民に住み続けてもらうとともに、移住を希望する人を選ぶよう、豊かな自然環境などの本市の暮らしの魅力をターゲットに着実に届ける必要があります。
(次ページに続く)



修正後	改訂理由
(タイトル) 人口減少への挑戦 ～ <u>選ばれる</u> まちづくり～	
本市では、 <u>未婚率の上昇など</u> により低い出生率が続いていることと、若年層の大都市圏などへの転出超過による子育て世代の減少が相まって出生数が減り続け、それが将来の子育て世代の更なる減少を招くことから、今後も少子化が進行し、将来のまちを支える世代の大幅な減少が予想されます。	配慮した表現に修正
このため、子育ての希望がかなえられる環境を整えて出生率の改善を図るとともに、教育環境の充実など子育て世代にとって魅力あるまちづくりと、郷土への誇り・愛着の醸成や安定した働く場の確保や <u>起業・創業支援</u> などによる若年者の地元定着に努め、若年者・子育て世代の減少を抑制することが急務となっています。	基本構想において起業・創業支援を追記したことに合わせた
また、移住に関する地域間競争が厳しさを増す中で本市の <u>社会減の解消を図る</u> ためには、買い物環境や交通、除排雪など、居住の意思に関わると考えられる要素を意識して暮らしやすさの向上を図り、市民に住み続けてもらうとともに、移住を希望する人を選ぶよう、豊かな自然環境などの本市の暮らしの魅力をターゲットに着実に届ける <u>ほか、テレワーク等、デジタル化に伴う多様な暮らし方に対応した移住施策を進めていく</u> 必要があります。	基本構想における修正後の表現と合わせた。 デジタル化への対応に関する追記



現在の記載	修正後	改訂理由
（前ページのつづき） 観光客や通勤・通学者、買い物客、季節居住者などの交流人口は、まちににぎわいと消費をもたらし、雇用創出や民間の投資促進、それらに伴う税収の増加など、大きな経済波及効果を生み出し、まちの活力の維持・向上に寄与します。また、本市を訪れ、親しみを持ってもらうことで、移住につながることも期待できることから、まちの魅力の磨き上げと効果的な情報発信などにより、交流人口の更なる増加や滞在時間の延長、消費の拡大に努める必要があります。 このほか、近年、地域と多様に関わる人々を指す「関係人口」という概念が提唱され、地域外の人材が地域活性化の担い手となることが期待されています。	観光客や通勤・通学者、買い物客などの交流人口は、まちににぎわいと消費をもたらし、地域と多様に関わる「関係人口※」は、地域活性化の担い手としても期待されています。こうした人々と地域とのつながりが深まることで、移住につながる可能性もあることから、定住人口の減少が続く本市にとって、まちの活力の維持・向上のため、交流人口や関係人口の拡大と関係の深化に努める必要があります。 また、まちづくりに共感してもらい、市外からの投資を呼び込むことにより、まちに新たな魅力をもたらし、さらに人を呼び込む好循環を生み出すとともに、雇用創出や関連産業への経済波及など、地域活性化に大きく貢献します。 このため、歴史的なまちなみ、自然景観、港など、本市の多彩な地域資源を生かしたまちづくりを進めるとともに、効果的な情報発信や、官民の連携強化などにより、人にも企業にも選ばれるまちづくりを進める必要があります。	関係人口の拡大を「主な取組」の中で位置付けることに合わせ、文章を修正。 基本構想において人や企業の呼び込みに関する記載を充実させたことに合わせた。 ※「(4)にぎわいをつくる」の主な取組に、官民連携に関する取組を追記
	※「関係人口」…定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人々のこと。	第2期小樽市総合戦略の注釈より引用。
■ 施策の体系 《目標》 人口減少の抑制 ↑ ↓ 活力あるまち 《対策の方向性》 出生数の減少抑制 出生率の改善 若年者・子育て世代の減少抑制 転出超過の改善 交流人口等による地域活性化 《人口対策の視点で施策をパッケージ》 (1)次世代をつくる (2)しごとをつくる (3)暮らしの魅力をつくる (4)にぎわいをつくる	■ 施策の体系 《目標》 人口減少の抑制 ↑ ↓ 活力あるまち 《対策の方向性》 出生数の減少抑制 出生率の改善 若年者・子育て世代の減少抑制 社会減の解消 交流人口等による地域活性化 《人口対策の視点で施策をパッケージ》 (1)次世代をつくる (2)しごとをつくる (3)暮らしの魅力をつくる (4)にぎわいをつくる ・基本構想における修正後の表現と合わせ「社会減の解消」へと修正 ・現状と課題に追記した「人にも企業にも選ばれるまちづくり」について、対策の方向性としては「交流人口等による地域活性化」施策パッケージとしては「(2)しごとをつくる」にも当たるものと考えられるため、結び付きを実線に修正	

現在の記載	
（１）次世代をつくる ～子育ての希望をかなえ、未来の創り手を育む環境づくり～	
主な取組	関連施策
○ <u>子育て世代包括支援センター</u> ※を開設し専任保健師の配置による妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実 ○ 子育て支援アプリの導入など子育て世代への情報提供ツールの充実 ○ 周産期医療体制の維持と小児救急医療を提供する体制の確保 ○ 子育てに関わる医療費の負担軽減 ○ 延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育など各種保育サービスの充実 ○ 地域子育て支援センター※や地域との連携による親子の集いの場など、就学前の子どもと保護者同士が気軽に交流できる場の充実 ○ 児童館や児童センターなど、子どもが安全、安心して過ごせる居場所の充実	1-1 子ども・子育て支援
（略）	
○ <u>公園の様々な機能や市民ニーズを踏まえた計画的な施設の更新と、魅力の向上につながる利用実態を考慮した公園緑地のリニューアル整備</u>	5-3 公園・緑地
※「子育て世代包括支援センター」 …妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対する総合的相談支援を提供する窓口のこと。	



修正後		改訂理由
（１）次世代をつくる ～子育ての希望をかなえ、未来の創り手を育む環境づくり～		
主な取組	関連施策	関連施策における「主な取組」見直しに伴う修正
○ <u>こども家庭センター</u> ※を開設し、妊娠期から子育て期の <u>全世帯を対象とした包括的な</u> 支援体制の充実 ○ 子育て支援アプリの導入など子育て世代への情報提供ツールの充実 ○ 周産期医療体制の維持と小児救急医療を提供する体制の確保 ○ 子育てに関わる医療費の負担軽減 ○ 延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育など各種保育サービスの充実 ○ 地域子育て支援センター※や地域との連携による親子の集いの場など、就学前の子どもと保護者同士が気軽に交流できる場の充実 ○ 児童館や児童センターなど、子どもが安全、安心して過ごせる居場所の充実	1-1 子ども・子育て支援	
（略）		
○ <u>親子連れで遊べる小樽の特性を生かした小樽公園の再整備</u>	5-3 公園・緑地	
※「こども家庭センター」 …すべての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に、それぞれの家庭の状況に応じた相談支援を提供する窓口のこと。		

人口減少・少子高齢化への対応 / **01 人口減少への挑戦** / 人口対策の視点（２）しごとをつくる （略）人口減少・少子高齢化への対応 / **01 人口減少への挑戦** / 人口対策の視点（３）暮らしの魅力をつくる

現在の記載	
（３）暮らしの魅力をつくる ～安全・快適な住環境づくりと、移住の促進～	
主な取組	関連施策
（略）	
○ 公共賃貸住宅長寿命化計画に基づく市営住宅の供給及び維持改善 ○ 管理不全な空家等への対応 ○ 東京圏からの移住者に対する支援金支給 ○ <u>空き家・空き地バンク制度※</u> などによる住宅・土地の情報提供や移住希望者への体験ツアーの実施 ○ <u>ターゲットに合わせた効果的な移住情報の提供や、移住希望者のニーズ把握方法の検討</u>	4-3 住宅
（略）	
○ 公園の様々な機能や市民ニーズを踏まえた計画的な施設の更新と、魅力の向上につながる利用実態を考慮した公園緑地のリニューアル整備 【再掲】	5-3 公園・緑地
※「 <u>空き家・空き地バンク制度</u> 」 …市内にある空き家・空き地の物件情報を登録し、公開することによって、物件の有効活用を図る制度	



修正後		改訂理由
（３）暮らしの魅力をつくる ～安全・快適な住環境づくりと、移住の促進～		
主な取組	関連施策	関連施策における「主な取組」見直しに伴う修正
（略）		
○ 公共賃貸住宅長寿命化計画に基づく市営住宅の供給及び維持改善 ○ 管理不全な空家等への対応 ○ 東京圏からの移住者に対する支援金支給 ○ <u>空家等流通プラットフォーム※</u> などによる住宅・土地の情報提供や移住希望者への体験ツアーの実施 ○ <u>移住促進に向けた積極的な情報発信や効果的な体制による相談受付</u>	4-3 住宅	
（略）		
○ 公園の様々な機能や市民ニーズを踏まえた計画的な施設の更新と、魅力の向上につながる利用実態を考慮した公園緑地のリニューアル整備	5-3 公園・緑地	総合戦略との一体化に伴い、戦略的な取組として銭函地区等の人口対策を追記
○ <u>銭函地区など居住ニーズが高まるエリアにおける、地域特性を生かした移住施策の検討</u>	<u>土地利用・地区別発展方向</u>	
※「 <u>空家等流通プラットフォーム</u> 」 …空家等対策に関する専門的な知識などを有する複数の専門家が連携し、流通が困難な空き家の利活用や流通等に向けて対策を検討する制度		

人口減少・少子高齢化への対応 / **01 人口減少への挑戦** / 人口対策の視点（４）にぎわいをつくる

現在の記載	
（４）にぎわいをつくる ～交流人口等による消費の拡大と地域活性化～	
主な取組	関連施策
（略）	
○ 国内外での観光キャンペーンの実施とメディア等を活用した情報発信の強化 ○ 外国人をはじめとする観光客が快適に過ごせる環境の整備 ○ 映画やテレビドラマ、CMなどのロケ誘致活動の推進 ○ 戦略的な観光地づくりを行う地域DMO <u>設立など観光推進体制の強化</u>	3-5 観光
○ クルーズ船の寄港促進に向けたポートセールスの強化 <u>○ クルーズ船受入機能の拡充、歴史や文化、水辺を生かしたにぎわい空間を創出する第３号ふ頭及び周辺地域の再開発の推進</u>	3-6 港湾
（略）	
○ <u>関係人口の拡大と関わりの深化に向けた施策の検討</u>	<u>（今後検討）</u>



修正後		改訂理由
変更なし		
主な取組	関連施策	関連施策における「主な取組」見直しに伴う修正
（略）		
○ 国内外での観光キャンペーンの実施とメディア等を活用した情報発信の強化 ○ 外国人をはじめとする観光客が快適に過ごせる環境の整備 ○ 映画やテレビドラマ、CMなどのロケ誘致活動の推進 ○ 戦略的な観光地づくりを行う地域DMO <u>などと連携した観光の推進</u>	3-5 観光	
○ クルーズ船の寄港促進に向けたポートセールスの強化 <u>○ 「みなとオアシス小樽」によるにぎわい創出活動の推進</u>	3-6 港湾	
（略）		関係人口の拡大に資する具体的な取組へ修正。本施策独自の取組となるため、関連施策なし
○ <u>ワーケーション※の推進など、関係人口の拡大に向けた施策の展開</u>	—	
○ <u>民間企業等との協働による地域の活性化の推進</u>	市民参加と協働によるまちづくりの推進	「現状と課題」の修正に合わせ、官民連携に関する取組を追記
※「ワーケーション」 …Work(仕事)と Vacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。		説明文は国土交通省 Web サイトから引用

人口減少・少子高齢化への対応 / **01 人口減少への挑戦** / 指標

現在の記載		
指標の内容	基準値	目標値
（略）		
観光客消費額（共3-5観光）	<u>1,255億円</u> <u>(H25)</u>	<u>2,300億円</u> <u>(R 10)</u>



修正後			改訂理由
指標の内容	基準値	目標値	関連施策における「指標」見直しに伴う修正
観光客消費額（共3-5観光）	<u>898億円</u> <u>(H30)</u>	<u>1,228億円</u> <u>(R 10)</u>	

現在の記載		修正後	改訂理由
本市の人口構造は、高年齢層と比べ、現在の子育て世代及び将来の子育て世代となる層が少ないため、<u>出生率や転出超過が改善しても</u>、当面は人口減少が続く見通しです。		本市の人口構造は、高年齢層と比べ、現在の子育て世代及び将来の子育て世代となる層が少ないため、<u>人口減少対策の効果が現れても</u>、当面は人口減少が続く見通しです。	基本構想における修正後の表現と合わせた。
《参考：出生率と転出超過が大幅に改善した場合の人口シミュレーション》		➡ (削除)	策定当初は、①②のシミュレーションを行い、人口ビジョンとして策定、総合計画にも掲載したが、6年経過し、現実と乖離しているのが実態であるため、今回、シミュレーションは行わないこととする。 ① 合計特殊出生率が人口置換水準（いわゆる人口を長期的に一定に保てる水準となる 2.1）まで上昇したとした場合のシミュレーション 1 ② 仮に合計特殊出生率が人口置換水準 2.1 まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした場合（転入転出がゼロとなった場合）のシミュレーション 2 また、残る社人研推計については、前文に掲載する人口推計グラフから同じ内容を読み取ることができるため、当該箇所からはグラフを削除する。
(中略) 全市的に人口密度の低下が続き、このままでは官民のサービスが非効率となり、<u>現在の水準を維持することが難しくなることから、生活利便施設などの都市機能が中心部及び複数の地域拠点に集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的な都市構造を目指す必要があると考えられます。</u> (後略)		(中略) 全市的な人口密度の低下は、官民のサービスの非効率化や水準低下につながるおそれがあることから、生活利便施設などの都市機能が中心部及び複数の地域拠点に集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的な都市構造を目指すとともに、<u>効率的な行政運営のため、デジタル技術の活用を進めていく必要があります。</u> (後略)	整文のため修正 基本構想においてデジタル技術の活用を追記したことに合わせた。

人口減少・少子高齢化への対応 /

02 将来人口への適応

/ 人口対策の視点（１）みんなで支え合う

現在の記載	
(1) みんなで支え合う ～生涯活躍でき、安心して暮らし続けられる環境づくり～	
主な取組	関連施策
(略)	
○ がんや生活習慣病 <u>予防法</u> の啓発	2-4 保 健 衛 生
○ がん検診を始めとする各種検診の勧奨と受診率向上	
○ 生活習慣病予防のための運動習慣の普及啓発を推進	
(略)	



修正後		改訂理由
(1) みんなで支え合う ～生涯活躍でき、安心して暮らし続けられる環境づくり～		
主な取組	関連施策	関連施策における「主な取組」見直しに伴う修正
(略)		
○ がんや生活習慣病 <u>予防</u> の啓発 ○ がん検診を始めとする各種検診の勧奨と受診率向上 ○ 生活習慣病予防のための運動習慣の普及啓発を推進	2-4 保 健 衛生	
(略)		

人口減少・少子高齢化への対応 /

02 将来人口への適応

/ 人口対策の視点（２）将来に備える

現在の記載	
(2) 将来に備える ～人口減少下でも暮らしやすい効率的で持続可能なまちづくり～	
主な取組	関連施策
(略)	
○ <u>地域拠点と地域公共交通網のあり方についての検討</u>	4-5 市 街 地整備
○ バス路線の効率化や適正な運賃の設定 <u>の検討など</u> 、持続可能な交通体系の構築に向けた取組	4-6 交通
○ 地域公共交通の利用促進策の展開	
(略)	
(略)	



修正後		改訂理由
(2) 将来に備える ～人口減少下でも暮らしやすい効率的で持続可能なまちづくり～		
主な取組	関連施策	関連施策における「主な取組」見直しに伴う修正
(略)		
○ <u>小樽市立地適正化計画の策定と推進</u>	4-5 市 街 地整備	
○ <u>バス路線の効率化や適正な運賃の設定、 路線バスの運行経費に対する支援や乗務員確保に向けた取組の検討など、 持続可能な交通体系の構築に向けた取組</u>	4-6 交通	
○ 地域公共交通の利用促進策の展開		
(略)		デジタル技術の活用に関する追記
○ <u>市民の利便性向上や業務効率化に向けたデジタル技術 の積極的な活用</u>	<u>持続可能な 行財政運営 の推進</u>	
(略)		

現在の記載			修正後			改訂理由
指標の内容	基準値	目標値	指標の内容	基準値	目標値	より客観的な指標に差替
(略)			(略)			
自分が健康であると感じている市民の割合 (共2-4 保健衛生)	58.5%	基準値より増 (R10)	健康寿命の延伸 (共2-4 保健衛生)	男性78.5歳 女性82.4歳 (R4)	平均寿命の増加分 を上回る健康寿命 の増加 (R10)	
(略)			(略)			総合戦略との一体化に伴う指標追加
			北しりべし定住自立圏での、小樽市が参画する事業数	22事業(R1)	26事業(R10)	

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ1 安心して子どもを生み育てることのできるまち（子ども・子育て）	施策	1-1 子ども・子育て支援
-------------	-------------------------------------	----	---------------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
本市における年間出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率※は、全国、全道の平均値とともに下回っています。少子化の進行は全国的な傾向ですが、人口減少が著しい本市においては、市民アンケートの結果や人口対策の観点からも、安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠から出産、子育て期の切れ目のない支援が求められています。 障がいのある子どもや医療的ケアの必要な子どもの発達を促すため、関係機関が連携し乳幼児期から 18 歳未満まで一貫した効果的な支援ができるような支援体制の充実も求められています。 ※「合計特殊出生率」…（略） 共働き世帯の増加やライフスタイル、就労形態の多様化に伴い、保育のニーズも多様化しています。働きながら安心して子育てができるように、保育環境の整備が求められており、保育サービスの充実が必要となっています。また、児童生徒が放課後や長期休業中などを安全・安心に過ごし、多様な経験、活動ができるような居場所の充実も<u>必要です</u>。 少子化や<u>核家族化の進行</u>、地域とのつながりの希薄化などにより、子どもを生み育てる家庭環境は<u>大きく変化しています</u>。子育て家庭が地域社会の中で孤立しないように、地域社会全体で子育てを支援する新しい支え合いの仕組みづくりが求められています。	本市における年間出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率※は、全国、全道の平均値とともに下回っています。少子化の進行は全国的な傾向ですが、人口減少が著しい本市においては、市民アンケートの結果や人口対策の観点からも、安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠から出産、子育て期の切れ目のない支援が求められています。 <u>市内で分娩を取り扱う医療機関が一か所となり、周産期医療の堅持が喫緊の課題となっています</u>。 障がいのある子どもや医療的ケアの必要な子どもの発達を促すため、関係機関が連携し乳幼児期から 18 歳未満まで一貫した効果的な支援ができるような支援体制の充実も求められています。 ※「合計特殊出生率」…（略） 共働き世帯の増加やライフスタイル、就労形態の多様化に伴い、保育のニーズも多様化しています。働きながら安心して子育てができるように、<u>デジタル技術の活用を含めた</u>保育環境の整備が求められており、保育サービスの充実が必要となっています。また、児童生徒が放課後や長期休業中などを安全・安心に過ごし、多様な経験、活動ができるような居場所の充実も<u>必要性が高まっています</u>。 少子化や地域とのつながりの希薄化などにより、子どもを生み育てる家庭環境は<u>多様に変化しており、子育ての当事者が抱える困難や悩みが複雑化し、相談できる人が身近にいないなどの事例も見受けられます</u>。子育て家庭が地域社会の中で孤立しないように、地域社会全体で子育てを支援する新しい支え合いの仕組みづくりが<u>より一層</u>求められています。	周産期医療の堅持を追記 保育環境の整備例としてデジタル技術の活用について追記 国勢調査において市内の核家族世帯の割合は長期的にみても減少していることから、文言削除するほか、子育て当事者が抱える悩み等への相談に関する課題を追記
(次ページに続く)		

◆基本計画

現状と課題

現在の記載
(前ページの続き)
育児不安やストレスから児童虐待につながる事例が<u>見受けられており、関係機関と連携を図りながら、<u>保護が必要な子どもとその家族に対する支援</u>が必要となっています。</u> また、子どもの発達に悩みを抱える保護者への支援や、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく健やかに成長できるための取組が求められています。 ひとり親家庭は、生計維持と子育ての二つの役割を一人で担わなければならない、就労や生活面で様々な課題を抱えることが少なくありません。このため、相談体制の充実や経済的負担の軽減と就労支援策の充実などが求められています。
青少年の非行や問題行動の低年齢化、<u>また、インターネット利用に起因する犯罪被害など、青少年を取り巻く環境は、なお一層、複雑・多様化しています。</u>心豊かでたくましい青少年の育成を図るため、子どもが自ら考え行動できる力を身につける学習の機会の提供や、学校、家庭、地域などと連携して、青少年を見守り育てるためのより良い環境づくりが必要となっています。積極的に青少年の育成活動や善導活動を行う人材育成といじめ、不登校で悩む子どもやしつけに悩む保護者に対する適切な助言、指導が求められています。
このように、全ての子どもたちが、安全で安心して地域で過ごすことのできる環境の<u>充実が</u>求められています。



修正後	改訂理由
育児不安やストレスから児童虐待につながる事例が<u>見受けられているほか、近年ではヤングケアラーが社会問題となっており、関係機関と連携を図りながら、<u>支援を必要とする子どもとその家族への相談対応や支援</u>が必要となっています。</u> また、子どもの発達に悩みを抱える保護者への支援や、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく健やかに成長できるための取組が求められています。 ひとり親家庭は、生計維持と子育ての二つの役割を一人で担わなければならない、就労や生活面で様々な課題を抱えることが少なくありません。このため、相談体制の充実や経済的負担の軽減と就労支援策の充実などが求められています。	「ヤングケアラー」について追記
青少年の非行や問題行動の低年齢化、インターネット利用に起因する犯罪被害など、青少年を取り巻く環境は、なお一層、複雑・多様化しています。心豊かでたくましい青少年の育成を図るため、子どもが自ら考え行動できる力を身につける学習の機会の提供や、学校、家庭、地域などと連携して、青少年を見守り育てるためのより良い環境づくりが必要となっています。<u>また、積極的に青少年の育成活動や善導活動を行う人材育成といじめ、<u>不登校</u>で悩む子どもやしつけに悩む保護者に対する適切な助言、指導が求められています。</u>	接続詞の加除
このように、全ての子どもたちが、安全で安心して地域で過ごすことのできる環境の<u>充実に向けて、子ども・若者・子育て当事者の意見を反映しながら、<u>こども施策を一体的に推進することが</u></u>求められています。	こども大綱に基づく内容を追記

小施策 0 1 妊娠・出産・子育て支援の充実

主な取組	
★<u>子育て世代包括支援センター※</u>を開設し<u>専任保健師の配置による</u>妊娠期から子育て期<u>までの切れ目のない</u>支援体制の充実（こども未来部こども家庭課） ○子育て支援アプリの導入など子育て世代への情報提供ツールの充実（こども未来部こども家庭課） ○周産期医療体制の維持と小児救急医療を提供する体制の確保（保健所保健総務課） ○発達に支援が必要な子どもへの支援体制の充実（福祉保険部福祉総合相談室、こども未来部こども発達支援センター、<u>こども未来部こども家庭課</u>） ○障がい児の療育支援体制の充実（福祉保険部福祉総合相談室） ○子育てに関わる医療費の負担軽減（こども未来部こども福祉課）	
※「<u>子育て世代包括支援センター</u>」 …<u>妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対する総合的相談支援を提供する窓口のこと。</u>	
指標	
育児相談延べ件数	
基準値 (H30)	目標値 (R10)
335 件	600 件



修正後		改訂理由
★<u>こども家庭センター※</u>を開設し、<u>妊娠期から子育て期の全世帯を対象とした包括的な</u>支援体制の充実（こども未来部こども家庭課） ○子育て支援アプリの導入など子育て世代への情報提供ツールの充実（こども未来部こども家庭課） ○周産期医療体制の維持と小児救急医療を提供する体制の確保（保健所保健総務課） ○発達に支援が必要な子どもへの支援体制の充実（福祉保険部福祉総合相談室、こども未来部こども発達支援センター、<u>こども未来部こども福祉課</u>） ○障がい児の療育支援体制の充実（福祉保険部福祉総合相談室） ○子育てに関わる医療費の負担軽減（こども未来部こども福祉課）		
※「<u>こども家庭センター</u>」 …<u>すべての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に、それぞれの家庭の状況に応じた相談支援を提供する窓口のこと。</u>		
修正後	改訂理由	
育児相談延べ件数	計画策定以降、子育て世代包括支援センターの設置(R2.9)や、R2 年度と R3 年度は母子健康手帳交付時の面接相談、R4 年度は乳幼児開放事業等における相談、R5 年度は出産子育て応援事業における伴走型相談支援が追加されるなど、相談対応の機会と共に相談件数が増加しており、目標値を大きく超える結果となっているため、直近 R5 年度の相談件数(1,144 件)を参考に目標値を修正	
基準値 (H30)	目標値 (R10)	
335 件	1,200 件	

小施策02 保育サービスの充実

主な取組
★就業形態の変化や保育ニーズの多様化に対応した、延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育など各種保育サービスの充実（こども未来部子育て支援課） ○規模や地域性、官民の役割など、教育・保育施設等の在り方についての総合的な検討（こども未来部子育て支援課） ○地域性や官民の役割などを踏まえた、子どもを安心して預けられる教育・保育環境の確保（こども未来部子育て支援課） ○入所待ち児童の解消に向けた、保育士等保育従事者確保などの取組（こども未来部子育て支援課）
指標
（略）



修正後	改訂理由
★就業形態の変化や保育ニーズの多様化に対応した、延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育など各種保育サービスの充実（こども未来部子育て支援課） ○規模や地域性、官民の役割など、教育・保育施設等の在り方についての総合的な検討（こども未来部子育て支援課） ○地域性や官民の役割などを踏まえた、子どもを安心して預けられる教育・保育環境の確保（こども未来部子育て支援課） <u>○デジタル技術を活用した、教育・保育施設従事者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上（こども未来部子育て支援課）</u> ○入所待ち児童の解消に向けた、保育士等保育従事者確保などの取組（こども未来部子育て支援課）	AI 入所選考システムの導入による利用者への迅速な対応など、DX化による教育・保育環境の確保・充実を令和5年度より実施
修正後	改訂理由
（略）	

小施策03 地域子育て支援の推進 （略）

小施策04 子どもを守る仕組みの充実

主な取組
★関係機関との連携強化による相談支援体制の充実（こども未来部こども家庭課） ★生活困窮世帯の児童に対する学習・生活支援の充実や居場所づくりの検討（福祉保険部福祉総合相談室） ○児童虐待の予防や早期発見、早期対応（こども未来部こども家庭課） ○子どもの貧困に関する実態把握と対策の検討（こども未来部こども福祉課）
指標
（略）



修正後	改訂理由
★関係機関との連携強化による相談支援体制の充実（こども未来部こども家庭課） ★生活困窮世帯の児童に対する学習・生活支援の充実や居場所づくりの検討（福祉保険部福祉総合相談室） ○児童虐待の予防や早期発見、早期対応（こども未来部こども家庭課） <u>○ヤングケアラーの認知度向上、適切な理解の促進や、支援の充実（こども未来部こども家庭課）</u> ○子どもの貧困に関する実態把握と対策の検討（こども未来部こども福祉課）	ヤングケアラーの可能性 がある児童の早期発見や ヤングケアラー支援対応 窓口（こども未来部こども 家庭課）への連絡を円滑に するため、「小樽市ヤング ケアラー連絡票」を作成。 (R5.9)
修正後	改訂理由
（略）	

小施策05 ひとり親家庭への支援 ～ 小施策08 子どもの基本的人権の尊重と保護 （略）

関連計画

現在の記載		修正後	改訂理由
・小樽市子ども・子育て支援事業計画（ <u>平成 27～令和元年度</u> ）		・小樽市子ども・子育て支援事業計画（ <u>令和 2～6 年度</u> ）	新計画を策定したため
・ <u>市立保育所の規模・配置に関する計画</u>		（削除）	小樽市子ども・子育て支援事業計画(令和 2～6 年度)に含まれているため
・ <u>小樽市健康増進計画「第 2 次健康おたる 21」（平成 25～令和 4 年度）</u> （※総合計画策定後、令和 5 年度まで延長あり）	➡	・ <u>小樽市健康増進・自殺対策計画（令和 6～17 年度）</u>	新計画を策定したため
・ <u>第 5 期小樽市障害福祉計画・第 1 期小樽市障害児福祉計画（平成 30～令和 2 年度）</u>		・ <u>第 7 期小樽市障がい福祉計画・第 3 期小樽市障がい児福祉計画（令和 6～8 年度）</u>	新計画を策定したため

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ1 安心して子どもを生み育てることのできるまち（子ども・子育て）	施策	1－2 学校教育
-------------	-------------------------------------	----	----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
（前略） 未来を創る力の育成については、小・中学校ともに改善の傾向が見られるものの、<u>子どもたちの学力の状況は全国水準に至っていないことや、</u>一日の家庭での学習時間が短く、スマートフォン等を利用する時間が長いなど生活習慣を改善することが課題となっています。こうした課題を解決するには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、学校・家庭・地域が一体となって望ましい学習習慣及び生活習慣の定着に向けた取組を進めていく必要があります。	（前略） 未来を創る力の育成については、小・中学校ともに改善の傾向が見られるものの、「<u>全国学力・学習状況調査</u>」の平均正答率は全国を下回る状況にあることや、一日の家庭での学習時間が短く、スマートフォン等を利用する時間が長いなど生活習慣を改善することが課題となっています。こうした課題を解決するには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、学校・家庭・地域が一体となって望ましい学習習慣及び生活習慣の定着に向けた取組を進めていく必要があります。	令和4年度全国学力・学習状況調査結果において中学3年生の国語が全国水準になったが、直近の令和5年度でまた下回ったため。
（中略） 健やかな体の育成については、子どもたちの体力の状況は、全国平均を上回る種目が増えるなど改善の傾向が見られるものの、<u>持久力や跳躍能力等</u>が全国に比べて課題となっています。体力は、精神面をはじめあらゆる活動の基盤となるものであり、運動習慣の定着や生活習慣の改善を図る必要があります。	（中略） 健やかな体の育成については、子どもたちの体力の状況は、全国平均を上回る種目が増えるなど改善の傾向が見られるものの、<u>持久力</u>が全国に比べて課題となっています。体力は、精神面をはじめあらゆる活動の基盤となるものであり、運動習慣の定着や生活習慣の改善を図る必要があります。	持久力は本市全体の課題となっているが、跳躍能力については、学校により状況が異なるため。
また、本市の子どもたちは、全国に比べ、朝食を毎日食べている割合が低いことや肥満傾向の割合が高いことから、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育や健康教育を推進する必要があります。	また、本市の子どもたちは、全国に比べ、朝食を毎日食べている割合が低いこと、<u>う歯率が高いこと</u>や肥満傾向の割合が高いことから、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育や健康教育を推進する必要があります。	
（後略）	（後略）	

小施策01 未来を創る力の育成

主な取組		
(略)		
指標		
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査等において国語、算数・数学が「好き」「どちらかと言えば好き」と回答した割合（対象は、小学校6年生及び中学校3年生）		
基準値（H30）		目標値（R10）
①小学校国語 69.6%	②小学校算数 68.2%	小・中学校 70.0%
③中学校国語 51.8%	④中学校数学 50.4%	



修正後		改訂理由								
(略)										
修正後		改訂理由								
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査等において国語、算数・数学が「好き」「どちらかと言えば好き」と回答した割合（対象は、小学校6年生及び中学校3年生）										
<table><tr><th colspan="2">基準値（H30）</th><th>目標値（R10）</th></tr><tr><td>①小学校国語 69.6%</td><td>②小学校算数 68.2%</td><td rowspan="2">小・中学校 70.0%</td></tr><tr><td>③中学校国語 51.8%</td><td>④中学校数学 50.4%</td></tr></table>		基準値（H30）		目標値（R10）	①小学校国語 69.6%	②小学校算数 68.2%	小・中学校 70.0%	③中学校国語 51.8%	④中学校数学 50.4%	
基準値（H30）		目標値（R10）								
①小学校国語 69.6%	②小学校算数 68.2%	小・中学校 70.0%								
③中学校国語 51.8%	④中学校数学 50.4%									

小施策02 豊かな心の育成

主な取組		
(略)		
指標		
全国学力・学習状況調査の <u>児童生徒質問紙調査</u> において「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」という設問で「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した割合		
基準値（H30）		目標値（R10）
①小学校 60.4%	②中学校 58.2%	小・中学校 70.0%

全国学力・学習状況調査の <u>児童生徒質問紙調査</u> において「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問で「当てはまる」と回答した割合		
基準値（H30）		目標値（R10）
①小学校 90.9%	②中学校 76.4%	小・中学校 100.0%



修正後			改訂理由
(略)			
修正後			改訂理由
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査等において「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」という設問で「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した割合			
基準値（H30）		目標値（R10）	
①小学校 60.4%	②中学校 58.2%	小・中学校 70.0%	
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査等において「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問で「当てはまる」と回答した割合			
基準値（H30）		目標値（R10）	
①小学校 90.9%	②中学校 76.4%	小・中学校 100.0%	

小施策03 健やかな体の育成 ～ 小施策05 学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現（略）

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・小樽市教育推進計画（令和元～10 年度）	・小樽市教育推進計画（令和元～10 年度）	
・小樽市子どもの読書活動推進計画（令和元～10 年度）	・小樽市子どもの読書活動推進計画（令和元～10 年度）	
・小樽市立小中学校 学校規模・学校配置適正化基本計画（平成 22～令和 6 年度）	・小樽市立小中学校 学校規模・学校配置適正化基本計画（平成 22～令和 6 年度）	
	・小樽市学校施設長寿命化計画（令和 3 年～12 年度）	令和 3 年 2 月策定のため

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち（市民福祉）	施策	2－1 地域福祉
-------------	-------------------------------	----	----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
（前略） こうした状況から、住民相互の支え合いを広げ、個々の問題を地域の課題として受け止め、解決に向けて連携していく意識の普及と、 <u>多様な課題に対応できる体制の整備を図り、</u> 地域全体の福祉を発展させていくために、取組の方向性や基本的な考え方を定めた地域福祉計画の <u>策定が必要となります。</u>	（前略） こうした状況から、住民相互の支え合いを広げ、個々の問題を地域の課題として受け止め、解決に向けて連携していく意識の普及 <u>など、</u> 地域全体の福祉を発展させていくために、取組の方向性や基本的な考え方を定めた地域福祉計画の <u>各施策を推進していく必要があるほか、各分野の相談窓口が連携して世帯を支援していく重層的支援体制整備事業※を推し進めていくことが求められます。</u>	地域福祉計画は策定済 また、令和6年度から、 <u>重層的支援体制整備事業を実施</u>
	※「重層的支援体制整備事業」 …高齢、障がい、子ども、生活困窮などの既存の法律に基づく事業を <u>一体のものとして実施することにより、生活課題を抱える地域住民に対する支援体制や地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業</u>	注釈内容は小樽市地域福祉計画から引用
（後略）	（後略）	

小施策01 住民相互の支え合いを目指した地域福祉活動の推進（略）

小施策02 多様な課題解決に向けて連携する支援体制の構築

主な取組	修正後	改訂理由
<u>○福祉、医療、介護などの複合的課題に対応可能な総合相談窓口の設置（福祉保険部福祉総合相談室）</u> ○買い物や移動に困難を感じている人への対策の検討（福祉保険部福祉総合相談室、産業港湾部商業労政課、建設部新幹線・まちづくり推進室ほか） ○地域福祉計画の策定による地域課題の解決に向けた取組の推進（福祉保険部福祉総合相談室） ★生活困窮者自立支援制度など、一人ひとりの状況に応じたセーフティネット※の充実（福祉保険部福祉総合相談室）	○複雑化・複合化した課題を抱える相談への対応のため、 <u>重層的支援体制整備事業による包括的な相談支援体制の整備や参加支援、地域づくり支援の実施（福祉保険部福祉総合相談室、こども未来部子育て支援課、こども未来部こども家庭課）</u> ○買い物や移動に困難を感じている人への対策の検討（福祉保険部福祉総合相談室、産業港湾部商業労政課、建設部新幹線・まちづくり推進室ほか） ○地域福祉計画の策定による地域課題の解決に向けた取組の推進（福祉保険部福祉総合相談室） ★生活困窮者自立支援制度など、一人ひとりの状況に応じたセーフティネットの充実（福祉保険部福祉総合相談室）	総合相談窓口については、令和3年度の機構改革により、福祉総合相談室「たるさぽ」が本庁内に移り、 <u>その機能を担うこととなった。また、令和6年度から重層的支援体制整備事業を実施している。</u>
※「セーフティネット」…（略）	※「セーフティネット」…（略）	
指標	修正後	改訂理由
（略）	（略）	

小施策 0 3 支援が必要な方が外出しやすい環境づくり (略)

関連計画

現在の記載		修正後	改訂理由
・小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 <u>(平成 30～令和 2 年度)</u>		・小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 <u>(令和 6～8 年度)</u>	計画の更新があったため
・小樽市子ども・子育て支援事業計画 <u>(平成 27～令和元年度)</u>		・小樽市子ども・子育て支援事業計画 <u>(令和 2～6 年度)</u>	
・小樽市障害者計画・小樽市障害福祉計画 <u>(平成 27～令和 2 年度)</u>	➡	・第 3 期小樽市障害者計画 (平成 29～令和 8 年度)	
		・ <u>第 7 期小樽市障がい福祉計画・第 3 期小樽市障がい児福祉計画 (令和 6～8 年度)</u>	
・ <u>(仮称) 小樽市地域福祉計画</u>		・ <u>小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画 (令和 6～10 年度)</u>	

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち（市民福祉）	施策	2-2 高齢者福祉
-------------	-------------------------------	----	-----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
本市の <u>高齢化率は上昇しており</u> 、要介護者や支援等を必要とする高齢者の増加が見込まれます。健康づくりや介護予防の取組の推進と、 <u>医療と介護の連携</u> 及び地域で高齢者を支える担い手づくりなど、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステムの深化・推進が急務となっています。	本市の <u>65 歳以上の高齢者数は令和元年をピークに減少に転じていますが、高齢化率は上昇しており、また、75 歳以上の後期高齢者数のピークをこれから迎えるなど</u> 、要介護者や支援等を必要とする高齢者の増加が見込まれます。健康づくりや介護予防の取組の推進と、 <u>北海道、医療と介護の関係機関、専門家等との連携</u> 及び地域で高齢者を支える担い手づくりなど、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステムの深化・推進が急務となっています。	高齢者人口の状況変化のため 審議会意見により基本構想の文言を変更したことに合わせるため。
国の推計によると、全国の認知症高齢者の数は、平成 24（2012）年の 462 万人（65 歳以上の高齢者の約 7 人に 1 人）から令和 7（2025）年には 700 万人（同約 5 人に 1 人）になるとされており、本市においても認知症の人の増加が見込まれます。認知症の人が安心して暮らせるまちづくりとして、地域の見守り体制の構築と認知症の人 <u>を支える家族</u> への支援の充実が求められます。	国の推計によると、全国の認知症高齢者の数は、平成 24（2012）年の 462 万人（65 歳以上の高齢者の約 7 人に 1 人）から令和 7（2025）年には 700 万人（同約 5 人に 1 人）になるとされており、本市においても認知症の人の増加が見込まれます。認知症の人が安心して暮らせるまちづくりとして、 <u>認知症に関する正しい知識の普及啓発により、市民の認知症への理解を深め</u> 、地域の見守り体制の構築と認知症の人 <u>とその家族等</u> への支援の充実が求められます。	認知症基本法で、国民の理解を深めることが基本施策の上位に出てくるため。 認知症基本法基本理念で、『 <u>認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）に対する支援</u> 』となっているため
（後略）	（後略）	

小施策 0 1 健康づくりと介護予防の取組の推進 ～ 小施策 0 3 高齢者の生きがいの推進（略）

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（ <u>平成 30～令和 2 年度</u> ）	・小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（ <u>令和 6～8 年度</u> ）	計画の更新があったため

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち（市民福祉）	施策	2－3 障がい者福祉
-------------	-------------------------------	----	------------

◆基本計画

現状と課題（略）

小施策01 自立と社会参加の促進 ～ 小施策03 高齢者の生きがいのづくりの推進（略）

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
	・ <u>第2期小樽市地域福祉計画（令和6～10年度）</u>	上位計画のため
・ 第3期小樽市障害者計画（平成29～令和8年度）	・ 第3期小樽市障害者計画（平成29～令和8年度）	
・ <u>第5期小樽市障害福祉計画・第1期小樽市障害児福祉計画（平成30～令和2年度）</u>	・ <u>第7期小樽市障がい福祉計画・第3期小樽市障がい児福祉計画（令和6～8年度）</u>	時点修正

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち（市民福祉）	施策	2－4 保健衛生
-------------	-------------------------------	----	----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
本市はがんや心疾患、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病による死亡率が全国より高い状況にあり、また、高齢化率も全国と比べても高い状況にあります。	本市における主要疾患別の死亡率は、がんや心疾患による死亡率が全国より高い状況にあり、また、高齢化率も全国と比べても高い状況にあります。	主要疾患別死亡率の時点修正のため。
そのため、生涯にわたり健やかに暮らしていくためには、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を心掛け、健康増進や疾病予防に結びつけることにより「健康寿命」を延伸することが喫緊の課題となっています。加えて、日本の自殺死亡率は、主要先進国の中で最も高く、本市においても自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくことが必要です。	そのため、生涯にわたり健やかに暮らしていくためには、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を心掛け、健康増進や疾病予防に結びつけることにより「健康寿命」を延伸することが喫緊の課題となっています。加えて、日本の自殺死亡率は、主要先進国の中で最も高く、本市においても自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくことが必要です。	
近年、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生が懸念されており、人が免疫をもたない感染症が広がると、甚大な健康被害が起きる可能性があります。	新型コロナウイルス感染症における対応を踏まえ、今後の新興感染症等発生時に備えた平時からの取組みが重要です。	「小樽市感染症予防計画」策定に伴う文言修正。
また、食品の流通システムの発達、少子高齢化が進み、調理済みの食品及び外食、中食※への社会的ニーズの増加により、被害が広域的に発生する食中毒が起きています。こうした市民の生命や健康の安全を脅かす新たな感染症や食中毒などの「健康危機」に迅速に対応できるよう、予防に関する知識の普及、医療や関係機関との連携体制の構築等による被害拡大防止対策が求められています。	また、食品の流通システムの発達、少子高齢化が進み、調理済みの食品及び外食、中食※への社会的ニーズの増加により、被害が広域的に発生する食中毒が起きています。こうした市民の生命や健康の安全を脅かす食中毒や新興感染症などに迅速に対応できるよう、予防に関する知識の普及、医療や関係機関との連携体制の構築や保健所体制整備等による「健康危機」への対策が求められています。	「小樽市感染症予防計画」策定に伴う文言修正。
※「中食」…（略）	※「中食」…（略）	
（後略）	（後略）	

小施策01 健康づくり施策の推進

主な取組		
★がんや生活習慣病 <u>予防法</u> の啓発（保健所健康増進課） ○がん検診を始めとする各種検診の勧奨と受診率向上（保健所健康増進課） ○受動喫煙防止に関する啓発と環境づくりの推進（保健所健康増進課） ○歯科保健や栄養改善による健康づくりの推進（保健所健康増進課） ○生活習慣病予防のための運動の必要性、方法について、健康教育などを通して周知 <u>し</u> 、運動習慣の普及啓発を推進（保健所健康増進課） ★自殺対策を支える人材の育成や関係機関とのネットワーク強化により自殺対策を推進（保健所健康増進課） ★メタボリックシンドローム※に着目した特定健康診査・特定保健指導事業による生活習慣病予防の推進（福祉保険部保険年金課）		
※「メタボリックシンドローム」…（略）		
指標		
健康寿命※の延伸		
基準値（H27）		目標値（R10）
①男性 79.08 歳	②女性 85.14 歳	基準値より延伸
※算定方法について「日常生活動作が自立している期間の平均」を採用		



修正後		改訂理由						
★がんや生活習慣病<u>予防</u>の啓発（保健所健康増進課） ○がん検診を始めとする各種検診の勧奨と受診率向上（保健所健康増進課） ○受動喫煙防止に関する啓発と環境づくりの推進（保健所健康増進課） ○歯科保健や栄養改善による健康づくりの推進（保健所健康増進課） ○生活習慣病予防のための運動の必要性、方法について、健康教育などを通して周知するほか、<u>ウォーキングサポーター養成講座の開催により運動習慣の普及啓発を推進</u>（保健所健康増進課） ★自殺対策を支える人材の育成や関係機関とのネットワーク強化により自殺対策を推進（保健所健康増進課） ★メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導事業による生活習慣病予防の推進（福祉保険部保険年金課）		具体的な表現を追記						
※「メタボリックシンドローム」…（略）								
修正後		改訂理由						
健康寿命※の延伸		根拠： 小樽市健康増進・自殺対策計画						
<table><tr><th colspan="2">基準値（R4）</th><th>目標値（R10）</th></tr><tr><td>①男性 78.5 歳</td><td>②女性 82.4 歳</td><td><u>平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加</u></td></tr></table>			基準値（R4）		目標値（R10）	①男性 78.5 歳	②女性 82.4 歳	<u>平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加</u>
基準値（R4）			目標値（R10）					
①男性 78.5 歳	②女性 82.4 歳	<u>平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加</u>						
※算定方法について「日常生活動作が自立している期間の平均」を採用								

小施策02 健康危機管理体制の整備

～

小施策04 人と動物が共生できる環境づくり（略）

関連計画

現在の記載		修正後	改訂理由
・ <u>小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」改訂版（平成30～令和4年度）</u> （※総合計画策定後、令和5年度まで延長あり）		・ <u>小樽市健康増進・自殺対策計画（令和6～17年度）</u>	健康増進計画と自殺対策計画を統合したため。
・ <u>小樽市自殺対策計画（令和元～4年度）</u> （※総合計画策定後、令和5年度まで延長あり）		（削除）	
・ 小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画		・ 小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画	
・ 小樽市食品衛生監視指導計画（毎年度策定）	➡	・ 小樽市食品衛生監視指導計画（毎年度策定）	
・ <u>小樽市国民健康保険データヘルス計画【第2期】（平成30～令和5年度）</u>		・ <u>小樽市国民健康保険データヘルス計画【第3期】・小樽市特定健康診査等実施計画【第4期】（令和6～11年度）</u>	前期計画期間満了のため、国の方針に基づいて両計画を統合し、次期計画を策定したため。
		・ <u>小樽市感染症予防計画（令和6～11年度）</u>	感染症の発生及びまん延に備えるため、保健所設置市においても計画を定めることとされた。

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂素案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち（市民福祉）	施策	2－5 地域医療
-------------	-------------------------------	----	----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
本市では高齢化率が上昇し、がん、心疾患、 <u>脳血管疾患のほか、糖尿病や腎疾患などの慢性疾患による死亡率が全国より高くなっています。</u>	本市では高齢化率が上昇し、がん、心疾患 <u>のほか、腎疾患などの慢性疾患による死亡率が全国より高くなっています。</u>	主要疾患別死亡率の時点修正のため。
(中略)	(中略)	
本市の救急医療のうち、軽症患者を診療する初期救急は、開業医を中心とした当番医と夜間急病センターにより対応し、入院などを必要とする重症患者を診療する二次救急は、主に病院の輪番制により対応しています。しかし、市内医療機関の減少、医師の高齢化により、救急医療に従事する医師の負担が増加しており、医師の確保が懸念されています。また、夜間急病センターでは、 <u>受診者数の減少が続いていることから、財政的な負担が増加しています。</u>	本市の救急医療のうち、軽症患者を診療する初期救急は、開業医を中心とした当番医と夜間急病センターにより対応し、入院などを必要とする重症患者を診療する二次救急は、主に病院の輪番制により対応しています。しかし、市内医療機関の減少、医師の高齢化により、救急医療に従事する医師の負担が増加しており、医師の確保が懸念されています。また、夜間急病センターでは、 <u>受診者数はほぼ横ばいで推移していますが、令和6年4月施行の医師の働き方改革により、宿直医師の確保が難しくなっています。</u>	夜間急病センターの受診者数の持ち直し、宿直医師の安定的な確保の課題等が生じたことによる時点修正。
こうした救急医療を取り巻く厳しい状況の中にあっても、夜間や休日における急病患者が適切な医療を受けられる充実した救急医療体制について、医療機関や医師会等との連携強化を図りながら総合的に検討することが必要です。	こうした救急医療を取り巻く厳しい状況の中にあっても、夜間や休日における急病患者が適切な医療を受けられる充実した救急医療体制について、医療機関や医師会等との連携強化を図りながら総合的に検討することが必要です。	
市立病院については、 <u>平成29年3月に策定した新小樽市立病院改革プランの着実な推進による経営の効率化を図るとともに、地域の医療機関との連携を深め、後志医療圏における高度急性期機能及び急性期機能を中心とした総合的医療を行う地域基幹病院としての役割を推進することが必要です。</u>	市立病院については、 <u>令和5年3月に策定した小樽市立病院経営強化プランの着実な推進による経営の効率化を図ります。また、地域の医療機関との連携を深め、地域医療支援病院としての役割を果たすとともに、後志医療圏における高度急性期機能及び急性期機能を中心とした総合的医療を行う地域基幹病院としての役割・機能を推進することが必要です。</u>	小樽市立病院経営強化プランを策定し、また、令和6年3月に地域医療支援病院の承認を受けたことから、その主旨に沿った文言とするため修正するもの。

小施策01 良質で安全な医療の提供 ～ 小施策02 救急医療体制の充実（略）

小施策 03 市立病院の経営効率化と役割の明確化

主な取組		修正後	改訂理由
○ <u>新小樽市立病院改革プラン</u> の着実な推進による経営の <u>効率化</u> （病院局小樽市立病院事務部経営企画課） ○ <u>かかりつけ医等との連携を強化するとともに、「がん診療」「脳・神経疾患診療」「心・血管疾患診療」を柱とした総合的医療を提供する</u> 地域基幹病院としての <u>役割</u> を推進（病院局小樽市立病院事務部経営企画課）		○ <u>小樽市立病院経営強化プラン</u> の着実な推進による経営の <u>強化</u> （病院局小樽市立病院事務部経営企画課） ○「がん診療」「脳・神経疾患診療」「心・血管疾患診療」「 <u>認知症疾患診療</u> 」を柱とした総合的医療を <u>行う</u> 地域基幹病院としての <u>役割・機能</u> を推進（病院局小樽市立病院事務部経営企画課） ○ <u>地域の医療機関との機能分化と連携強化により、地域医療支援病院としての役割を推進（病院局小樽市立病院患者支援センター）</u>	
指標		修正後	改訂理由
経常収支比率		経常収支比率	小樽市立病院経営強化プランにおける収支計画と整合を図るため、目標値を修正
基準値 (H30)	目標値 (R10)	基準値 (H30)	
94.8%	100%以上	94.8%	

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・ <u>新小樽市立病院改革プラン（平成 29～令和 2 年度）</u>	・ <u>小樽市立病院経営強化プラン（令和 5～9 年度）</u>	小樽市立病院経営強化プラン策定による。

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち（市民福祉）	施策	2－6 男女共同参画社会
-------------	-------------------------------	----	--------------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
本市では、平成25年に第2次小樽市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を進めており、男女の固定的役割分担意識は少しずつ解消されつつありますが、家庭生活や地域活動、職場や社会通念において不平等感の解消されたとは言えません。性別にとらわれることなく、個人が尊重される環境づくりのための継続した意識啓発が必要です。	本市では、令和5年に第3次小樽市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を進めており、男女の固定的役割分担意識は少しずつ解消されつつありますが、家庭生活や地域活動、職場や社会通念において不平等感の解消されたとは言えません。性別にとらわれることなく、個人が尊重される環境づくりのための継続した意識啓発が必要です。	令和5年3月に関連計画を更新したため
（後略）	（後略）	

小施策01 男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

主な取組		修正後	改訂理由												
★情報誌「ぱるねっと」の発行、講演会、パネル展等の開催による男女共同参画の意識の浸透と人権尊重の啓発（生活環境部男女共同参画課） ○男女共同参画の視点に立った教育と男女の自立に向けた学習機会の充実や情報提供（生活環境部男女共同参画課） ★DV※など様々な暴力の根絶のため、警察、北海道、その他の関係機関と連携し、相談員による相談事業を実施（生活環境部男女共同参画課）		★情報誌「ぱるねっと」の発行、講演会、パネル展等の開催による男女共同参画の意識の浸透と人権尊重の啓発（生活環境部男女共同参画課） ○男女共同参画の視点に立った教育と男女の自立に向けた学習機会の充実や情報提供（生活環境部男女共同参画課） ★DV※など様々な暴力の根絶のため、警察、北海道、その他の関係機関と連携し、相談員による相談事業を実施（生活環境部男女共同参画課） <u>○多様な性への理解促進のため、LGBT等の性的マイノリティに対する正しい知識の周知啓発（生活環境部男女共同参画課）</u>	多様な性への理解促進のため、LGBT等の性的マイノリティに関する講演会等の開催やHP等による情報提供を実施												
※「DV」…（略）		※「DV」…（略）													
指標		修正後	改訂理由												
配偶者暴力防止法の認知度 <table><tr><th>基準値 (H28.7)</th><th>目標値 (R10)</th></tr><tr><td>84.5%</td><td>100%</td></tr></table>		基準値 (H28.7)	目標値 (R10)	84.5%	100%	配偶者暴力防止法の認知度 <table><tr><th>基準値 (H28.7)</th><th>目標値 (R10)</th></tr><tr><td>84.5%</td><td>100%</td></tr></table> 「性的マイノリティ（LGBT等）」という言葉の認知度 <table><tr><th>基準値 (R3)</th><th>目標値 (R10)</th></tr><tr><td>74.4%</td><td>85%</td></tr></table>	基準値 (H28.7)	目標値 (R10)	84.5%	100%	基準値 (R3)	目標値 (R10)	74.4%	85%	【指標追加】 基準値根拠：男女共同参画に関する市民意識調査
基準値 (H28.7)	目標値 (R10)														
84.5%	100%														
基準値 (H28.7)	目標値 (R10)														
84.5%	100%														
基準値 (R3)	目標値 (R10)														
74.4%	85%														

小施策02 あらゆる分野への男女共同参画の推進（略）

小施策 0 3 男女が多様な生き方を選択できる環境づくり

主な取組
○各種健康相談や母子保健の充実、健康教育の推進と疾病予防対策の充実、健康づくりの機会の提供（保健所健康増進課） ○多様なライフスタイルに対応した子育て支援、高齢者と家庭の状況に応じた介護サービスの充実（こども未来部子育て支援課、福祉保険部介護保険課） ○高齢者や障がい者等の自立支援と生きがいづくり（福祉保険部福祉総合相談室）
指標
（略）



修正後	改訂理由
○各種健康相談や母子保健の充実、健康教育の推進と疾病予防対策の充実、健康づくりの機会の提供（保健所健康増進課、 <u>こども未来部こども家庭課</u> ） ○多様なライフスタイルに対応した子育て支援、高齢者と家庭の状況に応じた介護サービスの充実（こども未来部子育て支援課、 <u>こども家庭課、放課後児童課</u> 、福祉保険部介護保険課、 <u>福祉総合相談室</u> ） ○高齢者や障がい者等の自立支援と生きがいづくり（福祉保険部福祉総合相談室）	
修正後	改訂理由
（略）	

関連計画

現在の記載
・第2次小樽市男女共同参画基本計画（平成25～令和4年度）



修正後	改訂理由
・第3次小樽市男女共同参画基本計画（令和5～14年度）	令和5年3月に第3次計画を策定したため

第 7 次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり 6 つのテーマ	テーマ 3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち	施策	3 - 1 農林業
---------------	-----------------------------	----	-----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
(前略) また、農業者の作業負担軽減、生産性向上につながる施設栽培の導入促進や、農業者が経営を改善するための計画を策定し、市がその計画を認定する「認定農業者制度」の利用促進に努めるとともに、農産物の地産地消や地域での認知度向上に取り組み、付加価値を高めて高収益化を図ることや、近年増加傾向にある鳥獣による農業被害への対策など、農業者の所得確保や向上に資する取組を進めていく必要があります。合わせて、将来にわたって地域農業を維持するため、担い手となる新規就農者に対して、国の農業次世代人材投資事業等を活用して支援するなど、新規就農者の確保、育成に取り組む必要があります。 (後略)	(前略) また、農業者の作業負担軽減、生産性向上につながる施設栽培・スマート農業の導入促進や、農業者が経営を改善するための計画を策定し、市がその計画を認定する「認定農業者制度」の利用促進に努めるとともに、農産物の地産地消や地域での認知度向上に取り組み、付加価値を高めて高収益化を図ることや、近年増加傾向にある鳥獣による農業被害への対策など、農業者の所得確保や向上に資する取組を進めていく必要があります。合わせて、将来にわたって地域農業を維持するため、担い手となる新規就農者に対して、国の農業次世代人材投資事業等を活用して支援するなど、新規就農者の確保、育成に取り組む必要があります。 (後略)	農業者の作業負担軽減、生産性向上にはスマート農業も有効な手段であり、国策でもあることから文言を追加するもの。

小施策 0 1 農業経営基盤の強化 ～ 小施策 0 3 森林整備の推進 (略)

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	
	・ 「人・農地プラン」	・ 記載の追加
・ 小樽市鳥獣被害防止計画 (平成 30～令和 2 年度)	・ 小樽市鳥獣被害防止計画 (令和 6～8 年度)	・ 計画期間の更新のため
・ 小樽市森林整備計画	・ 小樽市森林整備計画 (令和 5～14 年度)	・ 計画期間の更新のため

第 7 次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり 6 つのテーマ	テーマ 3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち	施策	3 - 2 水産業
---------------	-----------------------------	----	-----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
(前略)	(前略)	
沖合漁業は、本市の漁獲量の約 6 割、金額で約 3 割を占める重要な漁業であります。漁獲規制の強化や海洋環境の変化などの影響で漁獲量は減少傾向にあります。漁獲物の大部分は加工原料として使用されていることから、安定供給を行うためには水産資源の管理が必要となっています。	沖合漁業は、本市の漁獲量の約 8 割、金額で約 4 割を占める重要な漁業であり、漁獲規制の強化や海洋環境の変化などがあるものの、近年においては安定した漁獲量を保っています。漁獲物の大部分は加工原料として使用されており、将来にわたり安定供給を行うためには水産資源の管理が必要となっています。	近年の実績による修正
水産加工業は、伝統と卓越した加工技術を基に多様化する消費者ニーズに応える製品を製造していますが、漁獲量の減少による原料価格の高騰など厳しい経営環境となっています。製品の付加価値を高めることが重要であることから、小樽らしい水産加工品の開発の推進を図り、販路拡大につなげていくことが求められています。	水産加工業は、伝統と卓越した加工技術を基に多様化する消費者ニーズに応える製品を製造していますが、漁獲量の減少による原料価格の高騰など厳しい経営環境となっています。製品の付加価値を高めることが重要であることから、小樽らしい水産加工品の開発の推進を図り、販路拡大につなげていくことが求められています。	
また、小樽の地魚は、多様な媒体を活用し、魅力や旬の情報発信を行い、更なる知名度の向上と消費者の獲得に努め、販路拡大を図るとともに、魚食普及による地産地消を推進し消費拡大を図る取組が求められています。	また、小樽の地魚は、多様な媒体を活用し、魅力や旬の情報発信を行い、更なる知名度の向上と消費者の獲得に努め、販路拡大を図るとともに、魚食普及による地産地消を推進し消費拡大を図る取組が求められています。	
また、公設水産地方卸売市場については、水産物の安定した供給体制を確保するため、効率的な運営を図る <u>こと</u> が求められています。	また、公設水産地方卸売市場については、水産物の安定した供給体制を確保するため、効率的な運営を図る <u>とともに、衛生管理のさらなる改善</u> が求められています。	市場再整備に係る課題として衛生管理の改善があるため

小施策 0 1 つくり育てる漁業・資源管理型漁業の推進 ～ 小施策 0 3 地元水産物の付加価値を高める水産加工業の振興と消費拡大の推進（略）

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・小樽市鳥獣被害防止計画 <u>（平成 30～令和 2 年度）</u>	・小樽市鳥獣被害防止計画 <u>（令和 6～8 年度）</u>	計画期間の更新のため
・小樽港港湾計画	・小樽港港湾計画	
	・ <u>小樽市公設水産地方卸売市場経営戦略（令和 3～12 年度）</u>	令和 3 年度計画策定のため

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち	施策	3-3 商業
◆基本計画			
現状と課題			
現在の記載	修正後	改訂理由	
国内においては、<u>高い企業収益や雇用・所得環境の改善が見られるなど、経済の好循環が実現しつつ、商業を取り巻く環境は、個人消費の持ち直しなどから良好とされていますが、一方、労働力不足や後継者問題への対応、消費者行動の変化や電子商取引の拡大、訪日外国人旅行者の増加など、環境変化への対応が求められています。</u>	国内においては、<u>企業収益や雇用・所得環境が改善しており、商業を取り巻く環境は、緩やかな回復が続くことが期待されていますが、海外情勢等の影響による物価上昇に十分注意する必要があります。また、労働力不足や後継者問題への対応、訪日外国人旅行者の回帰、消費者行動の変化やキャッシュレス決済の拡大など、環境変化への対応が求められています。</u>	【内閣府 月例経済報告 R6.2 より】 先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。企業収益は、総じてみれば改善している。 キャッシュレス決済(電子商取引)、インバウンドの回帰に文言修正。	
本市においては、人口減少により経済規模の縮小が懸念され、小売業及び卸売業における事業所数、従業者数はいずれも減少傾向にあることから、経営者の高年齢化に伴う事業承継や商業起業家の育成への対応が必要となっています。	本市においては、人口減少により経済規模の縮小が懸念され、小売業及び卸売業における事業所数、従業者数はいずれも減少傾向にあることから、経営者の高年齢化に伴う事業承継や商業起業家の育成への対応が必要となっています。	※商業統計と経済センサスの結果から、事業所数と従業員数はいずれも、前回調査比では増加となった時期もあったが、全体的に減少傾向である。事業承継、起業家の育成は引き続き必要。	
地域とともに発展する活力ある商業を目指すためには、市民や企業による市内消費を喚起するとともに、<u>増加傾向</u>にある国内外観光客の旅行消費を取り込むことが求められています。地域に根ざした古くからの商店や暮らしに密着した商店街・市場のほか、大型店舗やコンビニエンスストアの立地により、消費者にとっては、買い物場所や商品・サービスの選択肢は多様化している側面がありますが、多様な消費者ニーズに応える快適な買い物環境の整備や地域の魅力ある商品の提供が必要であり、また、大型店には、雇用の確保や地場企業からの商品の仕入れなど地域貢献の役割が求められています。	→ 地域とともに発展する活力ある商業を目指すためには、市民や企業による市内消費を喚起するとともに、<u>回復傾向</u>にある国内外観光客の旅行消費を取り込むことが求められています。地域に根ざした古くからの商店や暮らしに密着した商店街・市場のほか、大型店舗やコンビニエンスストアの立地により、消費者にとっては、買い物場所や商品・サービスの選択肢は多様化している側面がありますが、多様な消費者ニーズに応える快適な買い物環境の整備や地域の魅力ある商品の提供が必要であり、また、大型店には、雇用の確保や地場企業からの商品の仕入れなど地域貢献の役割が求められています。	増加傾向にある→回復傾向にある（1段落目の表現「回帰」に合わせた）	
また、小売業の大型化や製造業による消費者との直接取引など流通過程が変化する中で、販路開拓による新たな市場の創出、消費者や企業が求める商品を調達・販売するほか、商品の開発や<u>調整</u>、販売などの経営判断に役立つ情報を収集し提供する機能を高め、地場企業の活動を下支えするとともに、地域の魅力を発信し、域外から資金を獲得することが求められています。	また、小売業の大型化や製造業による消費者との直接取引など流通過程が変化する中で、販路開拓による新たな市場の創出、消費者や企業が求める商品を調達・販売するほか、商品の開発や販売などの経営判断に役立つ情報を収集し提供する機能を高め、地場企業の活動を下支えするとともに、地域の魅力を発信し、域外から資金を獲得することが求められています。	より適切な表現へ修正	
(後略)	(後略)		

小施策 0 1 創業の促進及び経営の安定化（略）

小施策 0 2 買い物環境の魅力向上

主な取組		修正後	改訂理由	
(略)		(略)		
指標		修正後	改訂理由	
小売業の年間商品販売額		小売業の年間商品販売額	飲食店売上高は経済センサスで確認不可のため削除	
基準値 (H27)	目標値 (R10)	基準値 (H27)		目標値 (R10)
1,298 億円	1,298 億円	1,298 億円		1,298 億円
飲食店売上高		(飲食店売上高→削除)		
基準値 (H27)	目標値 (R10)			
133 億円	150 億円			

小施策 0 3 流通構造の変化に対応した卸売機能の強化 ～ 小施策 0 4 商店街・市場の振興（略）

関連計画（略）

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち	施策	3－4 工業・企業立地
-------------	----------------------------	----	-------------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
地域経済活性化のためには中小企業を中心とした地場企業の発展が不可欠であることから、経営基盤の強化や、起業・創業、経営者の高齢化などに伴う事業承継を支援するとともに、産学官金※や異業種連携などのネットワークの形成を図るなど、地域の潜在力を生かしながら新たな価値を創出する取組を進めることが必要となっています。	北海道内では、次世代半導体産業の進出や、再生可能エネルギーの拡大など、地域が持つポテンシャルを活かした経済活動の新たな動きがあることから、本市においても、市内ものづくり産業の活性化を図るため、新たなビジネスチャンスの獲得や企業連携の促進が必要となっています。 地域経済活性化のためには中小企業を中心とした地場企業の発展が不可欠であることから、経営基盤の強化や、起業・創業、経営者の高齢化などに伴う事業承継を支援するとともに、産学官金※や異業種連携などのネットワークの形成を図るなど、地域の潜在力を生かしながら新たな価値を創出する取組を進めることが必要となっています。	北海道内全体の現状などを追記
※「産学官金」…（略）	※「産学官金」…（略）	
本市における製造品出荷額は、近年、増加傾向にあるものの、事業所数、従業者数の減少や進行する人手不足など、製造業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。製造業は企業の雇用規模も大きく地域経済と市民生活の動向に大きな影響を与えることから、経済活動のグローバル化や価値観の多様化など社会経済情勢が大きく変化する中で、地場企業が有する技術力や地域資源を生かしつつ、生産性の向上を図り、時代や市場のニーズなど経済的社会的環境の変化に的確に対応していくことが求められています。	本市における製造業は、事業所数、従業員数の減少、進行する人手不足などによりその環境は依然として厳しい状況にあります。製造業は企業の雇用規模も大きく地域経済と市民生活の動向に大きな影響を与えることから、経済活動のグローバル化や価値観の多様化など社会経済情勢が大きく変化する中で、地場企業が有する技術力や地域資源を生かしつつ、DXの推進や設備投資などにより、生産性の向上を図り、時代や市場のニーズなど経済的社会的環境の変化に的確に対応していくことが求められています。	平成30年から令和2年の製造品出荷額が減少傾向にあるため。 急速な人口減少による人手不足は事業者へのヒアリングにより明らかで、それを補うための方策としてはDX化や設備投資による生産性の向上が手段の一つであると考えられるため。
（略）		
（次ページへ続く）		

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
(前ページのつづき)		
企業立地では、石狩湾新港地域や銭函工業団地において、札幌市に隣接する地理的優位性や経済の好転などの環境変化に伴い、新たな企業の進出・操業や工場等の増設などの設備投資が続いており、石狩湾新港地域では、こうした環境変化を背景に新たな分譲地の造成が進められています。一方で、市内では工場等の建設に適した産業用地を確保することが難しくなっていることから、 <u>I T 関連企業等の誘致に向けて市内中心部における空き店舗等の活用を促すなど、企業が投資しやすい環境整備を進めています。</u>	企業立地では、石狩湾新港地域や銭函工業団地において、札幌市に隣接する地理的優位性や経済の好転などの環境変化に伴い、新たな企業の進出・操業や工場等の増設などの設備投資が続いており、石狩湾新港地域では、こうした環境変化を背景に新たな分譲地の造成が進められています。一方で、市内では工場等の建設に適した産業用地を確保することが難しくなっていることから、 <u>デジタル関連企業等のサテライトオフィス誘致に向けて市内中心部における空き店舗等の活用を促すなど進出が進むよう、ニーズの把握と情報提供に努めていく必要があります。</u>	首都圏等から地方へ、サテライトオフィスを設置する企業が増加しており、市としても「サテライトオフィス誘致事業」を進めているため。
(後略)	(後略)	

小施策 0 1 経営基盤の強化と創業の促進 ～ 小施策 0 3 地場製品の販路拡大と新たな市場開拓 (略)

小施策 0 4 企業誘致活動の強化

主な取組	修正後	改訂理由
★首都圏等でのプロモーション活動や地場企業とのビジネスマッチングの推進（産業港湾部産業振興課） ○企業の設備投資動向などの把握に向けた情報収集ネットワークの構築と強化（産業港湾部産業振興課） <u>○東京事務所に企業誘致推進役を配置し訪問活動を強化（産業港湾部産業振興課）</u> ○小樽市企業立地促進条例に基づく固定資産税の課税免除等による新規操業や設備投資の支援（産業港湾部産業振興課）	★首都圏等でのプロモーション活動や地場企業とのビジネスマッチングの推進（産業港湾部産業振興課） ○企業の設備投資動向などの把握に向けた情報収集ネットワークの構築と強化（産業港湾部産業振興課） ○小樽市企業立地促進条例に基づく固定資産税の課税免除等による新規操業や設備投資の支援（産業港湾部産業振興課）	終了した取組を削除
指標	修正後	改訂理由
(略)	(略)	

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画	・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画	
・産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画	・産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画	
・生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画	・中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画	

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂素案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち	施 策	3－5 観光
◆基本計画			
現状と課題			
現在の記載		修正後	改訂理由
本市は、恵まれた自然環境や魅力ある都市景観を有し、年間約 800 万人の観光客が訪れる観光地として国内外で高い知名度を有しています。<u>今や、観光は、消費や雇用など多岐にわたって大きな経済波及効果を生み出しており、本市の基幹産業の一つと言え、新千歳空港とアジア圏を始めとする諸外国との直行便就航や北海道新幹線の札幌延伸など、未だ大きな可能性を秘めています。</u>		本市は、恵まれた自然環境や魅力ある都市景観を有し、年間約 800 万人の観光客が訪れる観光地として国内外で高い知名度を有しています。<u>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内外の旅行需要は大幅に減少し、本市観光も深刻な影響を受けましたが、その後、社会経済活動の正常化が進み、旅行需要は回復基調にあります。観光は消費や雇用など多岐にわたって大きな経済波及効果を生み出す本市の基幹産業の一つであり、新千歳空港とアジア圏を始めとする諸外国との直行便就航や北海道新幹線の札幌延伸など、未だ大きな可能性を秘めています。</u>	観光施策においては、 <u>新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかったことから現状として記載するため。</u>
しかしながら、観光客の滞在時間が短いことや観光スポットが固定化していること、ホスピタリティ※の向上などが課題となっており、本市が観光都市として更に<u>発展する</u>ためには、観光客が多彩で奥深い魅力を体感し、何度でも訪れたいと思えるまちを<u>目指す</u>必要があります。		しかしながら、観光客の滞在時間が短いことや観光スポットが固定化していること、ホスピタリティ※の向上などが課題となっており、本市が観光都市として更に<u>発展し、持続可能な観光地域づくりを進める</u>ためには、観光客が多彩で奥深い魅力を体感し、何度でも訪れたいと思えるまちを<u>目指し、令和4年10月に登録された地域DMO※を中心に、観光事業者や関係団体等と連携して取り組む</u>必要があります。	令和4年10月28日に一般社団法人小樽観光協会が「登録DMO（申請区分：地域DMO）」として登録され、多様な関係者の合意形成を図り持続可能な観光地域づくりを進めているため。
※「ホスピタリティ」…（略） ※「地域DMO」 …DMOは、Destination Management/Marketing Organization の略で、観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のこと。地域DMOは、DMOの形態の一つで、原則として、基礎自治体である単独市町村の区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う <u>組織</u>		→ ※「ホスピタリティ」…（略） ※「地域DMO」 …DMOは、Destination Management/Marketing Organization の略で、観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のこと。地域DMOは、DMOの形態の一つで、原則として、基礎自治体である単独市町村の区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う <u>組織であり、令和4年10月に一般社団法人小樽観光協会が登録されている。</u>	
このため、小樽運河周辺などの一部の観光スポットのみならず、市内に潜在する多くの知られざる観光資源を掘り起こし、体験プログラムの充実を通じ、滞在型観光へ結び付けていくこと<u>や施設などのハード面の整備、本市の魅力の情報発信を継続して実施するなど、小樽の魅力を深める取組が必要<u>です。</u></u>		このため、小樽運河周辺などの一部の観光スポットのみならず、市内に潜在する多くの知られざる観光資源を掘り起こし、体験プログラムの充実を通じ、滞在型観光へ結び付けていくこと<u>やインバウンド誘致の強化、施設などのハード面の整備、本市の魅力の情報発信を継続して実施するなど、小樽の魅力を深める取組が必要であり、新たな行政需要に対応するための安定的な新たな財源の確保が求められています。</u>	基本構想の修正を踏まえ、 <u>インバウンドの誘致強化を明記するため。</u> 宿泊税の必要性を踏まえた追記
(次ページに続く)			

現状と課題

現在の記載
(前ページの続き)
また、今後の観光振興において、点在する資源を面として活用する広域連携は不可欠であると考えられ、豊かな自然や食など、魅力あふれる観光資源を持つ後志圏域や日本遺産※認定のストーリーと連携した広域なルートづくりを目指しつつ、北海道新幹線の札幌延伸を意識した地域連携についての検討や <u>新たな観光推進組織「地域DMO※」の設立など</u> 、小樽の魅力を広げる取組が必要となっています。
※「日本遺産」…（略）
（後略）



修正後	改訂理由
また、今後の観光振興において、点在する資源を面として活用する広域連携は不可欠であると考えられ、豊かな自然や食など、魅力あふれる観光資源を持つ後志圏域や日本遺産※認定のストーリーと連携した広域なルートづくりを目指しつつ、北海道新幹線の札幌延伸を意識した地域連携についての検討や、 <u>地域DMOとの連携など</u> 、小樽の魅力を広げる取組が必要となっています。	
※「日本遺産」…（略）	
（後略）	

小施策 0 1 小樽の魅力を深める取組

主な取組			
★国内外でのキャンペーンの実施とメディア等を活用した情報発信の強化（産業港湾部観光振興室） ○旬の食材やイベントなど、四季の魅力発信の強化（産業港湾部観光振興室） ○地域特性を生かした歴史、文化、芸術の体験プログラムの構築（産業港湾部観光振興室） ○朝里川温泉、天狗山、北運河、祝津地域など、市内に点在する観光資源の二ーズを捉えた磨き上げと発掘及び回遊性を高める取組（産業港湾部観光振興室） ○歴史的建造物を保全活用するための「<u>伝統的建造物群保存制度※</u>」や「<u>歴史まちづくり法※</u>」等による国の支援制度の活用を含めた取組の検討（教育部生涯学習課、建新幹線・まちづくり推進室）【共 5-4 都市景観】 ★外国人をはじめとする観光客が快適に過ごせる環境の整備（産業港湾部観光振興室） ○日本遺産を活用した観光振興の推進（<u>産業港湾部商業労政課</u>、産業港湾部観光振興室）【共 5-4 都市景観】 ○観光資源を組み合わせた魅力あるプログラムの開発や夜の魅力づくりなどによる滞在型観光に向けたプランの拡充（産業港湾部観光振興室） ★映画やテレビドラマ、CMなどのロケ誘致活動の推進（産業港湾部観光振興室） ○山からの眺望など、山が有する魅力の発信（産業港湾部観光振興室） ★歴史や水辺を生かした港湾空間やクルーズ船を活用した誘客活動の推進（産業港湾部港湾室、産業港湾部観光振興室）			
※「伝統的建造物群保存制度」…（略） ※「歴史まちづくり法」…（略）			
指標			
小樽市の宿泊客延数		観光客満足度	
基準値(H30)	目標値(R10)	基準値(H25)	目標値(R10)
957,100 人	1,300,000 人	91.30%	95.00%
観光客消費額			
基準値(H25)	目標値(R10)		
1,255 億円	2,300 億円		

修正後				改訂理由	
★国内外でのキャンペーンの実施とメディア等を活用した情報発信の強化（産業港湾部観光振興室） ○旬の食材やイベントなど、四季の魅力発信の強化（産業港湾部観光振興室） ○地域特性を生かした歴史、文化、芸術の体験プログラムの構築（産業港湾部観光振興室） ○朝里川温泉、天狗山、北運河、祝津地域など、市内に点在する観光資源の二ーズを捉えた磨き上げと発掘及び回遊性を高める取組（産業港湾部観光振興室） ○歴史的建造物の保全活用に向けた「<u>歴史まちづくり法※</u>」に基づく歴史的風致維持向上計画の策定及び計画事業の推進や「<u>伝統的建造物群保存制度※</u>」等による国の支援制度の活用を含めた取組の検討（教育部生涯学習課、建新幹線・まちづくり推進室）【共 5-4 都市景観】 ★外国人をはじめとする観光客が快適に過ごせる環境の整備（産業港湾部観光振興室） ○日本遺産を活用した観光振興の推進（産業港湾部観光振興室）【共 5-4 都市景観】 ○観光資源を組み合わせた魅力あるプログラムの開発や夜の魅力づくりなどによる滞在型観光に向けたプランの拡充（産業港湾部観光振興室） ★映画やテレビドラマ、CMなどのロケ誘致活動の推進（産業港湾部観光振興室） ○山からの眺望など、山が有する魅力の発信（産業港湾部観光振興室） ★歴史や水辺を生かした港湾空間やクルーズ船を活用した誘客活動の推進（産業港湾部港湾室、産業港湾部観光振興室） ○<u>宿泊税を活用した新たな観光施策の検討（産業港湾部観光振興室）</u>				歴史的風致維持向上計画の策定中のため文言修正。 宿泊税を活用する取組について追記	
※「伝統的建造物群保存制度」…（略） ※「歴史まちづくり法」…（略）					
修正後				改訂理由	
小樽市の宿泊客延数		観光客満足度		基準値及び目標値見直しによる修正。 ※平成30年度動態調査結果を基に観光客消費額の基準値・目標値を設定。その際に宿泊客数も改めて推計。	
基準値(H30)	目標値(R10)	基準値(H30)	目標値(R10)		
957,100 人	1,359,600 人	92.50%	95.00%		
観光客消費額					
基準値(H30)	目標値(R10)				
898 億円	1,228 億円				

小施策02 小樽の魅力を広げる取組

主な取組
★戦略的な観光地づくりを行う地域DMO <u>設立など観光推進体制の強化</u> （産業港湾部観光振興室） ○後志や札幌市などとの広域的な観光圏形成の推進（産業港湾部観光振興室）
指標
（略）

小施策03 小樽の魅力を共有する取組（略）

関連計画（略）

修正後	改訂理由
★戦略的な観光地づくりを行う地域DMO <u>などと連携した観光の推進</u> （産業港湾部観光振興室） ○後志や札幌市などとの広域的な観光圏形成の推進（産業港湾部観光振興室）	
修正後	改訂理由
（略）	

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち	施策	3-6 港湾
-------------	----------------------------	----	--------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
小樽港は、外国貿易港として <u>開港 120 年を迎えた歴史のある港です</u> 。これまで、時代の要請を踏まえた港湾整備により近代化を進め、商港として発展してきました。	小樽港は、外国貿易港として <u>明治 32 年に開港し</u> 、これまで、時代の要請を踏まえた港湾整備により近代化を進め、商港として発展してきました。	<u>120 周年は令和元年であり、5 年経過しているため。</u>
しかし、人口減少や太平洋側への産業・物流拠点の移行などにより、取扱貨物量はピーク時の4割程度に減少し、物流事業者では <u>高齢化による労働力不足</u> が深刻化しています。このため、国内貨物の誘致、東アジア諸国、ロシアなどの対岸諸国、北米地域などとの貿易拡大による物流の活性化を図るとともに、長距離フェリー等の利用促進による効率的で持続可能な物流体系の構築を図っていくことが必要となっています。	しかし、人口減少や太平洋側への産業・物流拠点の移行などにより、取扱貨物量はピーク時の4割程度に減少し、物流事業者では <u>労働力不足</u> が深刻化しています。 <u>（改行）</u> このため、国内貨物の誘致、東アジア諸国、ロシアなどの対岸諸国、北米地域などとの貿易拡大による物流の活性化を図るとともに、長距離フェリー等の利用促進による効率的で持続可能な物流体系の構築を図っていくことが必要となっています。	<u>基本構想の修正に合わせるため。</u> <u>他の施策のレイアウトに合わせるため。</u>
一方クルーズ船の誘致活動や受入体制の充実を進めてきたことで、道内有数の寄港地として知名度も向上してきていますが、更に経済効果を高めるため、様々な協力・連携体制を強化しながらクルーズ船誘致に取り組む必要があります。また、国内外の観光客や市民ニーズの多様化が進み、歴史や文化、水辺の景観を生かした交流の場としての活用が求められており、特に第3号ふ頭及び周辺地域はクルーズ振興とにぎわいある交流空間として、新たな魅力の創出に取り組み、市内経済の活性化につなげていくことが必要となっています。	一方クルーズ船の誘致活動や受入体制の充実を進めてきたことで、道内有数の寄港地として知名度も向上してきていますが、更に経済効果を高めるため、様々な協力・連携体制を強化しながらクルーズ船誘致に取り組む必要があります。 <u>（改行）</u> また、国内外の観光客や市民ニーズの多様化が進み、歴史や文化、水辺の景観を生かした交流の場としての活用が求められており、特に第3号ふ頭及び周辺地域はクルーズ振興とにぎわいある交流空間として、新たな魅力の創出に取り組み、市内経済の活性化につなげていくことが必要となっています。	<u>他の施策のレイアウトに合わせるため。</u>
また、近年は港湾施設の老朽化が顕著となっており、計画的な老朽化対策の推進や既存施設の有効活用、適正な港湾施設の維持管理に努めるほか、自然災害に対する防災対策の取組を進め、安全で安心に利用できる港湾空間を確保していくことが必要となっています※。	また、近年は港湾施設の老朽化が顕著となっており、計画的な老朽化対策の推進や既存施設の有効活用、適正な港湾施設の維持管理に努めるほか、自然災害に対する防災対策の取組を進め、安全で安心に利用できる港湾空間を確保していくことが必要となっています※。	
※（略）	※（略）	
これらの課題に対して、 <u>長期構想の策定や港湾計画の改訂において、長期的な視点に立った小樽港の将来像を定め、取り組んでいくことが必要です</u> 。	これらの課題に対して、長期構想 <u>や港湾計画に基づき長期的視野に立った取組を進める</u> ことが必要です。	<u>長期構想の策定や港湾計画の改訂が終了しているため。</u>
（後略）	（後略）	

小施策01 物流の活性化（略）

小施策02 「みなと観光」拠点の創出

主な取組
★クルーズ船の寄港促進に向けたポートセールスの強化（産業港湾部港湾室） ★クルーズ船受入機能の拡充、歴史や文化、水辺を生かしたにぎわい空間を創出する第3号ふ頭及び周辺地域の再開発の推進（産業港湾部港湾室） ○第3号ふ頭及び周辺地域を核としたみなとオアシス※の登録（産業港湾部港湾室）
※「みなとオアシス」…（略）
指標
（略）



修正後	改訂理由
★クルーズ船の寄港促進に向けたポートセールスの強化（産業港湾部港湾室） ★歴史や文化、水辺を生かしたにぎわい空間を創出する第3号ふ頭及び周辺地域の再開発の推進（産業港湾部港湾室） ○「みなとオアシス※小樽」によるにぎわい創出活動の推進（産業港湾部港湾室、産業港湾部観光振興室）	第3号ふ頭内のクルーズ船受入機能の拡充については、令和5年度で完了。第3号ふ頭基部のにぎわい空間を創出するための基盤整備（緑地・船だまり・観光船ターミナル）を推進している。 「みなとオアシス小樽」を令和6年4月21日に登録
※「みなとオアシス」…（略）	
修正後	改訂理由
（略）	

小施策03 安全・安心対策の推進

～

小施策04 石狩湾新港との連携

（略）

関連計画

現在の記載
・小樽港港湾計画
・小樽港将来ビジョン
・第3号ふ頭及び周辺再開発計画
・若竹地区水面貯木場及び周辺有効活用計画
・石狩湾新港長期構想（石狩湾新港管理組合策定）
・石狩湾新港港湾計画（石狩湾新港管理組合策定）



修正後	改訂理由
・小樽港港湾計画	
（削除）	R2.12 廃止
・第3号ふ頭及び周辺再開発計画	
・若竹地区水面貯木場及び周辺有効活用計画	
・石狩湾新港長期構想（石狩湾新港管理組合策定）	
・石狩湾新港港湾計画（石狩湾新港管理組合策定）	
・小樽港長期構想	R2.12 策定
・小樽市港湾整備事業経営戦略	R3.5 策定
・小樽市地域開発事業経営戦略	R3.5 策定
・石狩湾新港港湾整備事業経営戦略（石狩湾新港管理組合策定）	R3.3 策定

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち（産業振興）	施策	3-7 雇用・労働
-------------	----------------------------------	----	-----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
国内の労働市場では、有効求人倍率がバブル期並みの水準になるなど人手不足感が高まっています。また、少子高齢化による生産年齢人口の減少や主要先進7か国の中では低い労働生産性が経済成長への制約として懸念されています。	国内の労働市場は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復は見られるものの、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴う人手不足の問題が再び顕在化してきており、リスキリング※の強化や失業者への就業支援を通じて成長産業への労働力の移動を進め、主要先進7か国の中では低い労働生産性を高めていく必要があるとされています。	時点修正（日本経済 2022-2023 第2章第3節より）
	※「リスキリング」 …現代の職場環境において必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要とされる新しいスキルを獲得すること。	
本市における有効求人倍率は、平成21年度に0.36倍にまで落ち込んだ後は上昇を続け、ここ数年は1.0倍を超えていますが、職種別の有効求人倍率には格差が見られ、求職者側と求人側との意向等が一致しないことから、求職者は就職に至らず、企業の人材不足も解消されない状況にあります。また、産業構造や非正規雇用割合の高さなどを背景に、北海道における若年者の早期離職率は全国よりも高い状況にあり、本市においても特に若年者の職場定着が課題となっています。	本市における有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による一時的な落ち込みは見られたものの、近年は1.0倍を大きく超える高い水準で推移している上に、職種別の有効求人倍率には格差が見られ、求職者側と求人側との意向等が一致しないことから、求職者は就職に至らず、企業の人材不足は深刻な状況となっています。また、産業構造や非正規雇用割合の高さなどを背景に、北海道における若年者の早期離職率は全国よりも高い状況にあり、本市においても特に若年者の職場定着が課題となっています。	
このため、安定した雇用を確保するため地場産業を振興するとともに、少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、特に、若年者の市外流出が顕著となる中で、若年者の地元定着に向けた取組や早期離職対策、女性や高齢者などへの就労支援を図る必要があります。また、多様な人材が柔軟に働き方を選択することへの対応や長時間労働を是正し処遇改善を図るための業務効率化など、経営者の意識改革が求められています。	このため、安定した雇用を確保するため地場産業を振興するとともに、少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、特に、若年者の市外流出が顕著となる中で、若年者の地元定着に向けた取組や早期離職対策、女性や高齢者などへの就労支援を図る必要があります。また、多様な人材が柔軟に働き方を選択することへの対応やD Xの推進による業務効率化など、経営者の意識改革が求められています。	
外国人の就業においては、平成31年4月に特定技能1号及び2号の在留資格が創設され、新たに特定技能外国人の受入れが始まり、受入れ機関となる市内事業者には雇用契約や支援計画（日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援）の適正な実施が求められています。	外国人の在留資格である特定技能制度は対象分野が順次拡大され、技能実習制度は育成就労制度へと見直しが行われるなど、国内の労働力不足を背景に、外国人材の受入れに向けた環境整備が進められており、本市経済の活力を維持するためにも、外国人材の確保策が重要な検討課題となっています。	外国人材について、制度変更や重要な課題となっている現状を踏まえた修正
（後略）	（後略）	

小施策01 安定した雇用の確保 ～ 小施策04 労働環境の整備（略）

関連計画（略）

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施策	4-1 上下水道
-------------	---------------------------------	----	----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
本市の水道は自然環境に恵まれた豊富な水源により、大正3年の創設以来、増大する水需要に対応して施設整備が行われ、下水道は、昭和30年に事業認可を受け、着実に整備を進めるとともに普及に努めてきました。<u>平成29年度末の水道普及率※は99.9%、下水道普及率※は99.0%</u>であり、これまでの「建設・拡張」から「適正な維持管理」の時代へと移行しています。現在、水道水源に汚染源はなく水質は安定していますが、今後も引き続き安全で良質な水を安定的に供給するため、適正な水質管理を図る必要があります。また、公共下水道は、市民の生活環境を清潔で快適なものにするとともに、河川や海などの公共用水域の水質を保全することが重要です。 ※「水道普及率」…（略） ※「下水道普及率」…（略） （後略）	本市の水道は自然環境に恵まれた豊富な水源により、大正3年の創設以来、増大する水需要に対応して施設整備が行われ、下水道は、昭和30年に事業認可を受け、着実に整備を進めるとともに普及に努めてきました。<u>令和5年度末の水道普及率※は99.9%、下水道普及率※は99.2%</u>であり、これまでの「建設・拡張」から「適正な維持管理」の時代へと移行しています。現在、水道水源に汚染源はなく水質は安定していますが、今後も引き続き安全で良質な水を安定的に供給するため、適正な水質管理を図る必要があります。また、公共下水道は、市民の生活環境を清潔で快適なものにするとともに、河川や海などの公共用水域の水質を保全することが重要です。 ※「水道普及率」…（略） ※「下水道普及率」…（略） （後略）	時点修正

小施策01 安全な水の供給と快適で安全・安心な生活環境の創造 ～ 小施策04 危機管理対策の充実と広域連携の推進（略）

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・第2次小樽市上下水道ビジョン（令和元～10年度）	・第2次小樽市上下水道ビジョン（令和元～10年度） ・<u>小樽市上下水道BCP（令和3年11月）</u>	大規模災害時等の非常時に市民生活にとって重要なライフラインの一つである上下水道の機能維持、又は、早期回復を図るため職員の取るべき行動等を定めた重要な計画であるため。

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施策	4-2 道路・河川
-------------	---------------------------------	----	-----------

◆基本計画

現状と課題（略）

小施策01 道路の整備、維持管理（略）

小施策02 河川の整備、維持管理

主な取組	
（略）	
指標	
河川しゅんせつの延長※	
基準値 (H30)	目標値 (R10)
2.5 km	3.0 km
※ 定期的なしゅんせつが必要な河川の延長 7.5km	
沈砂池のしゅんせつ箇所※	
基準値 (H30)	目標値 (R6)
4 か所	4 か所
※ 市内沈砂池の全体数 4 か所	



修正後		改訂理由								
(略)										
修正後		改訂理由								
河川の年間しゅんせつ延長※<table><tr><td>基準値 (H30)</td><td>目標値 (R10)</td></tr><tr><td>2.5 km</td><td>3.0 km</td></tr></table>※ 定期的なしゅんせつが必要な河川の延長 7.5km 沈砂池の年間しゅんせつ箇所※<table><tr><td>基準値 (H30)</td><td>目標値 (R10)</td></tr><tr><td>4 箇所</td><td>4 箇所</td></tr></table>※ 市内沈砂池の全体数 4 箇所		基準値 (H30)	目標値 (R10)	2.5 km	3.0 km	基準値 (H30)	目標値 (R10)	4 箇所	4 箇所	指標数値が単年実績であることが分かるよう指標名を修正 沈砂池のしゅんせつ箇所の目標年度を修正
基準値 (H30)	目標値 (R10)									
2.5 km	3.0 km									
基準値 (H30)	目標値 (R10)									
4 箇所	4 箇所									

関連計画（略）

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施策	4-3 住宅
-------------	---------------------------------	----	--------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
(前略)	(前略)	
また、防災や省エネのニーズへの対応、少子高齢化が進む中、高齢者や障がい者 の 誰もが安心して住むことができ、子育て世帯が安心して子育てし、暮らしをさせる住環境の確保が求められています。	また、防災や省エネのニーズへの対応、少子高齢化が進む中、高齢者や障がい者 など 、誰もが安心して住むことができ、子育て世帯が安心して子育てし、暮らしをさせる住環境の確保が求められています。	原文では、高齢者や障がい者に限定しているが、『誰もが…』は、「特定の人を限定しない、どんな人でも」を意味するため
(後略)	(後略)	

小施策01 安全・安心で快適な住宅の促進

主な取組	修正後	改訂理由
○住宅エコリフォーム助成制度、介護保険居宅介護住宅改修費の給付など、住宅の居住性や機能向上を図るための各種助成による支援（建設部建築住宅課、福祉保険部介護保険課） ○耐震化に関する所有者への周知・啓発の推進や木造住宅の耐震診断の実施に向けた支援（建設部建築指導課）【共4-7 防災・危機管理】 ○土砂災害警戒区域等の指定の促進（建設部都市計画課）	○住宅エコリフォーム助成制度、介護保険居宅介護住宅改修費の給付など、住宅の居住性や機能向上を図るための各種助成による支援（建設部建築住宅課、福祉保険部介護保険課） ○耐震化に関する所有者への周知・啓発の推進や戸建て木造住宅の無料耐震診断の実施（建設部建築指導課）【共4-7 防災・危機管理】 ○土砂災害警戒区域等の指定の促進（建設部都市計画課）	木造住宅耐震診断の補助制度については、制度創設以来利用実績がなかったため、令和5年度までで廃止した（戸建て木造住宅の無料耐震診断は継続）。
指標	修正後	改訂理由
(略)	(略)	

小施策02 市営住宅の整備活用 (略)

小施策03 空家等対策

主な取組
○空家等に関する相談窓口の周知に努め、民間関係団体や関係部署との連携を図るなど相談・実施体制を充実（建設部建築指導課） ○空家等の発生予防や所有者等の適正管理を促すため、広報誌など様々な手段を用いて空家等対策の周知・啓発を推進（建設部建築指導課） ★特定空家等※への措置や解体に係る助成制度等の推進による管理不全な空家等への対応（建設部建築指導課） ○民間関係団体との連携や<u>空き家・空き地バンク制度※</u>の活用による空家等の利活用対策の推進（建設部建築指導課）
※「特定空家等」…（略） ※「<u>空き家・空き地バンク制度</u>」 …<u>市内にある空き家・空き地の物件情報を登録し、公開することによって、物件の有効活用を図る制度。</u>
指標
（略）



修正後	改訂理由
○空家等に関する相談窓口の周知に努め、民間関係団体や関係部署との連携を図るなど相談・実施体制を充実（建設部建築指導課） ○空家等の発生予防や所有者等の適正管理を促すため、広報誌など様々な手段を用いて空家等対策の周知・啓発を推進（建設部建築指導課） ★特定空家等※への措置や解体に係る助成制度等の推進による管理不全な空家等への対応（建設部建築指導課） ○民間関係団体との連携や<u>空家等流通プラットフォーム※</u>の活用による空家等の利活用対策の推進（建設部建築指導課）	「小樽市空き家・空き地バンク」制度を廃止し、「北海道空き家情報バンク」へ移行した。 様々な分野の専門的な見地・ノウハウを生かし、新たな需要の掘り起こし、マッチングにつなげるなど処分や活用に向けた支援を行う、空家等流通プラットフォーム事業を行うこととした。
※「特定空家等」…（略） ※「<u>空家等流通プラットフォーム</u>」 …<u>空家等対策に関する専門的な知識などを有する複数の専門家が連携し、流通が困難な空き家の利活用や流通等に向けて対策を検討する制度。</u>	
修正後	改訂理由
（略）	

小施策04 移住促進に向けた情報提供などの充実

主な取組
○ホームページや相談会などによる移住促進に向けた積極的な情報発信や効果的な体制による相談受付、関係者との協力体制の構築（総合政策部企画政策室） ★東京圏からの移住者に対する支援金支給（総合政策部企画政策室） ★<u>空き家・空き地バンク制度</u>などによる住宅・土地の情報提供や移住希望者への体験ツアーの実施（総合政策部企画政策室、建設部建築指導課） ○若年層や子育て世代、高齢者など、ターゲットやライフステージに合わせた効果的な情報提供や移住希望者のニーズ把握の方法などを検討（総合政策部企画政策室）
指標
（略）



修正後	改訂理由
○ホームページや相談会などによる移住促進に向けた積極的な情報発信や効果的な体制による相談受付、関係者との協力体制の構築（総合政策部企画政策室） ★東京圏からの移住者に対する支援金支給（総合政策部企画政策室） ★<u>空家等流通プラットフォーム</u>などによる住宅・土地の情報提供や移住希望者への体験ツアーの実施（総合政策部企画政策室、建設部建築指導課） ○若年層や子育て世代、高齢者など、ターゲットやライフステージに合わせた効果的な情報提供や移住希望者のニーズ把握の方法などを検討（総合政策部企画政策室）	小施策03「空家等対策」と同様に修正
修正後	改訂理由
（略）	

関連計画

現在の記載		修正後	改訂理由
・小樽市住宅マスタープラン（平成 27～令和 6 年度）		・小樽市住宅マスタープラン（平成 27～令和 6 年度）	
・小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画（平成 22～令和元年度）		（削除）	計画期間が満了のため
・（仮称）新小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画（令和 2～11 年度）	➡	<u>小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画（令和 2～11 年度）</u>	上段の計画期間満了に伴う次期計画
・小樽市耐震改修促進計画（平成 28～令和 2 年度）		<u>小樽市耐震改修促進計画（令和 4～7 年度）</u>	
・小樽市空家等対策計画（平成 29～令和 3 年度）		<u>第 2 次小樽市空家等対策計画（令和 4～8 年度）</u>	計画の変更による

第 7 次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり 6 つのテーマ	テーマ 4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施 策	4 - 4 除排雪
---------------	----------------------------------	-----	-----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
本市は豪雪地帯であり、地形的に山坂が多い上、比較的幅員の狭い道路が多い環境の中、降雪や積雪などにより歩行者や車両の通行に <u>支障が出ることが少なくなく</u> 、また、多様化する冬の市民生活に対応するため、効率的な除排雪作業などの雪対策の充実や関係者間での連携の強化、市民との協働が必要となっています。	本市は豪雪地帯であり、地形的に山坂が多い上、比較的幅員の狭い道路が多い環境の中、降雪や積雪などにより歩行者や車両の通行に <u>支障が生じることもあり</u> 、また、多様化する冬の市民生活に対応するため、効率的な除排雪作業などの雪対策の充実や関係者間での連携の強化、市民との協働が必要となっています。	<u>分かりやすい表現へ修正</u>
少子高齢化が進む中、お年寄りや子どもの安全な歩行空間の確保が必要となっているほか、自力では、置き雪処理などの除雪が困難な市民に配慮した対策が求められています。	少子高齢化が進む中、お年寄りや子どもの安全な歩行空間の確保が必要となっているほか、自力では、置き雪処理などの除雪が困難な市民に配慮した対策が求められています。 <u>また、雪道に不慣れな観光客に配慮した安全な歩行空間の対策も求められています。</u>	<u>観光に配慮した除排雪の強化が求められている。</u>
ロードヒーティング設備については、幹線道路を中心に <u>平成 31 年 4 月</u> 現在 232 か所設置されていますが、稼働後 15 年以上経過した施設は約 9 割となり、計画的な更新が必要になっています。	ロードヒーティング設備については、幹線道路を中心に <u>令和 5 年 4 月</u> 現在 232 か所設置されていますが、稼働後 15 年以上経過した施設は約 9 割となり、計画的な更新が必要になっています。	<u>最新年度の状況。設置か所数の変更はなし。</u>
（後略）	（後略）	

小施策 0 1 効率的な雪対策の充実 ~ 小施策 0 3 雪堆積場等の確保（略）

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・小樽市除排雪計画	・小樽市除排雪計画	
・ <u>（仮称）</u> 小樽市雪対策基本計画	・小樽市雪対策基本計画	計画策定済みのため
・ <u>（仮称）</u> ロードヒーティング長寿命化計画	・ <u>小樽市</u> ロードヒーティング長寿命化計画	時点修正

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施策	4-5 市街地整備
-------------	---------------------------------	----	-----------

◆基本計画

現状と課題（略）

小施策01 中心市街地の整備

主な取組	
★小樽駅前周辺地区の再開発や駅前広場の再整備に当たっての整備手法の検討及び関係団体との調整（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○第2次小樽市都市計画マスタープランの <u>策定と推進</u> （建設部都市計画課）	
指標	
中心市街地の歩行者通行量（年2回（1回当たり平日・休日の2日間）の調査値の合計）	
基準値（H30）	目標値（R10）
25,590 人	28,100 人



修正後		改訂理由				
★小樽駅前周辺地区の再開発や駅前広場の再整備に当たっての整備手法の検討及び関係団体との調整（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○第2次小樽市都市計画マスタープランの <u>推進</u> （建設部都市計画課）		第2次小樽市都市計画マスタープランは、令和2年4月に策定。				
修正後		改訂理由				
中心市街地の滞在量（1時間当たり） <table><tr><th>基準値 (R1)</th><th>目標値 (R10)</th></tr><tr><td>7,665 人/h</td><td>7,700 人/h</td></tr></table> ※各年 10 月第 1 金曜日とその 2 日後の日曜日における、9:00～19:00 までの 1 時間ごとの滞在量平均値（出典：ヤフー・データソリューション DS.INSIGHT）		基準値 (R1)	目標値 (R10)	7,665 人/h	7,700 人/h	指標の基礎データであった歩行者通行量調査（産業港湾部）が、令和5年度からビッグデータを活用した滞在量調査（エリアに滞在する人の数を調査）に変更となったことから、本指標についても、経済的でかつ、中心市街地の整備に対する効果を面的に把握可能なビッグデータを導入し、指標を歩行者通行量から「滞在量」に変更する。 ※指標の基準年：令和元年度（コロナ禍前の年度） ※実績値：R2 5,060 人/h R3 4,910 人/h R4 4,775 人/h R5 5,585 人/h
基準値 (R1)	目標値 (R10)					
7,665 人/h	7,700 人/h					

小施策02 周辺市街地の整備

主な取組
○各地域における生活利便施設等の土地利用の実態などについて調査及び整備手法の検討（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○地域拠点と地域公共交通網のあり方についての検討（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○第2次小樽市都市計画マスタープランの <u>策定と推進</u> （建設部都市計画課）【再掲】
指標
（略）



修正後	改訂理由
○小樽市立地適正化計画の策定と推進（建設部都市計画課、新幹線・まちづくり推進室） ○第2次小樽市都市計画マスタープランの <u>推進</u> （建設部都市計画課）【再掲】	第2次小樽市都市計画マスタープランは、令和2年4月に策定。 小樽市立地適正化計画は、令和3年4月に策定着手（令和6年度策定予定）
修正後	改訂理由
（略）	

小施策 0 3 新幹線を活用したまちづくりの取組（略）

関連計画

現在の記載		修正後	改訂理由
・小樽市都市計画マスタープラン		・ <u>第 2 次</u> 小樽市都市計画マスタープラン	令和 2 年 4 月策定
・北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画		・北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画	
	➡	・ <u>おたる新幹線まちづくりアクションプラン（北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会策定）（令和 3 ～12 年度）</u>	令和 3 年 3 月策定
		・ <u>新小樽(仮称)駅利用促進戦略（北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会策定）</u>	令和 5 年 3 月策定
		・ <u>J R小樽駅前広場再整備基本計画</u>	令和 4 年 5 月策定

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施策	4-6 交通
◆基本計画			
現状と課題			
現在の記載		修正後	改訂理由
都市内交通においては、人口減少などにより、路線バスをはじめとした地域公共交通の利用者数は減少傾向にあり、 <u>交通事業者の経営環境は</u> 厳しさを増しています。		都市内交通においては、人口減少や <u>新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活様式の変化</u> などにより、路線バスをはじめとした地域公共交通の利用者数は減少傾向にあり、 <u>また、乗務員不足も相まって地域公共交通の維持は</u> 厳しさを増しています。	公共交通維持について、乗務員不足の影響が顕著になってきているため。
しかし、その一方で、高齢化の進行などに伴い、地域公共交通が担う役割はますます重要になっており、市民の身近な <u>足</u> を確保するためにも、更なる取組や対応が求められています。		しかし、その一方で、高齢化の進行や、 <u>環境負荷軽減に向けた機運の高まり</u> などに伴い、地域公共交通が担う役割はますます重要になっており、市民の身近な <u>移動手段</u> を確保するためにも、更なる取組や対応が求められています。	小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】において、脱炭素社会実現に向けた取組で公共交通の利用がうたわれているため。
<u>このため、地域公共交通については、利便性の向上と利用促進を図っていくとともに、安定した運営の下で円滑に運行がなされるよう、関係者との連携を図りながら維持していく</u> 必要があります。		地域公共交通を維持していくためには、関係者と連携を図りながら、利便性の向上や利用促進、乗務員確保に向けた取組などを進めるとともに、安定した運営の下で円滑に運行がなされるよう、 <u>路線バスの運行経費に対する支援などを行っていく</u> 必要があります。	路線バスの維持に市補助を行っていることや乗務員確保が急務であることを示すため。
広域交通は、観光をはじめとする地域産業の振興や地域間交流の推進に寄与するとともに、災害時における避難・輸送や、高次医療機関へのアクセス確保など多様な役割を担っており、安全・安心で豊かな市民生活やまちの活力を支えるために必要不可欠な社会基盤となっています。		広域交通は、観光をはじめとする地域産業の振興や地域間交流の推進に寄与するとともに、災害時における避難・輸送や、高次医療機関へのアクセス確保など多様な役割を担っており、安全・安心で豊かな市民生活やまちの活力を支えるために必要不可欠な社会基盤となっています。	
また、将来的には北海道新幹線の札幌延伸などにより交流人口※の更なる増加が見込まれることから、後志圏、札幌圏をはじめ道内外との経済活動の促進や、観光客の受け入れなどのため、都市内交通との連携を図りながら、利便性の高い交通ネットワークを構築していく必要があります。		また、将来的には北海道新幹線の札幌延伸などにより交流人口※の更なる増加が見込まれることから、後志圏、札幌圏をはじめ道内外との経済活動の促進や、観光客の受け入れなどのため、都市内交通との連携を図りながら、利便性の高い交通ネットワークを構築していく必要があります。 <u>新幹線開業に伴いＪＲから経営分離される並行在来線※２の長万部・小樽間については、令和４年３月にバス転換の方向性が決まり、今後は乗務員不足などの課題を踏まえながら、持続可能な代替交通を構築していく必要があります。</u>	並行在来線に関して策定後の状況変化（バス転換の方向性決定、乗務員不足の深刻化）があったため。
※「交流人口」…（略）		※「交流人口」…（略） <u>※「並行在来線」…整備新幹線区間と並行する形で運行する在来線鉄道</u>	
（後略）		（後略）	

小施策01 持続可能な交通ネットワークの構築

主な取組
★鉄道とバスの乗り継ぎ環境の改善など、地域公共交通網における利便性の強化（<u>建設部新幹線・まちづくり推進室</u>） ★バス路線の効率化や適正な運賃の設定の検討など、持続可能な交通体系の構築に向けた取組（<u>建設部新幹線・まちづくり推進室</u>） ○市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり（<u>建設部新幹線・まちづくり推進室</u>） ○企画乗車券等による利用促進策の検討など、地域公共交通の利用促進策の展開（<u>建設部新幹線・まちづくり推進室</u>） ○鉄道駅のバリアフリー化など安全な歩行空間の確保（<u>建設部新幹線・まちづくり推進室</u>） ○北海道新幹線新小樽（仮称）駅の二次交通※対策の検討（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○並行在来線の<u>経営分離※に伴う広域交通等のあり方</u>の検討（建設部新幹線・まちづくり推進室）
※「二次交通」…（略） ※「並行在来線の経営分離」…整備新幹線区間と並行する形で運行する在来線鉄道の経営を、整備新幹線の開業時にＪＲから分離すること。
指標
（略）



修正後	改訂理由
★鉄道とバスの乗り継ぎ環境の改善など、地域公共交通網における利便性の強化（<u>総合政策部官民連携室</u>） ★バス路線の効率化や適正な運賃の設定、<u>路線バスの運行経費に対する支援や乗務員確保に向けた取組</u>の検討など、持続可能な交通体系の構築に向けた取組（<u>総合政策部官民連携室</u>） ○市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり（<u>総合政策部官民連携室</u>） ○企画乗車券等による利用促進策の検討など、地域公共交通の利用促進策の展開（<u>総合政策部官民連携室</u>） ○鉄道駅のバリアフリー化など安全な歩行空間の確保（<u>総合政策部官民連携室</u>） ○北海道新幹線新小樽（仮称）駅の二次交通※対策の検討（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○並行在来線の<u>代替バスの運行に向けた</u>検討（建設部新幹線・まちづくり推進室）	機構改革に伴う所管の修正 並行在来線については、令和4年3月にバス転換の方向性が決定した。
※「二次交通」…（略）	
修正後	改訂理由
（略）	

小施策02 交通基盤・交通環境の整備・充実（略）

関連計画

現在の記載
・小樽市地域公共交通網形成計画（令和元～7年度）
・小樽市都市計画マスタープラン
・北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画



修正後	改訂理由
・小樽市地域公共交通網形成計画（令和元～7年度）	
・ <u>第2次</u> 小樽市都市計画マスタープラン	
・北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画	
・ <u>おたる新幹線まちづくりアクションプラン（令和3～12年度・北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会策定）</u>	令和3年3月策定
・ <u>新小樽(仮称)駅利用促進戦略（北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会策定）</u>	令和5年3月策定

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施策	4-7 防災・危機管理
-------------	---------------------------------	----	-------------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
本市は、多くの急傾斜地と長い海岸線を持つ地形的特性から、地震、台風、融雪期の増水などにより、崖崩れや地滑り、 <u>津波、高潮、河川の氾濫</u> などの災害が起こる可能性があります。	本市は、多くの急傾斜地と長い海岸線を持つ地形的特性から、地震や <u>津波、豪雨</u> 、台風、融雪期の増水などの <u>異常な自然現象</u> により、崖崩れや地滑り、 <u>浸水、河川等が氾濫する洪水などの自然災害に加え、大規模な停電等が発生する複合的な</u> 災害が起こる可能性があります。	基本構想の文言と整合を図る。 津波や豪雨による浸水、河川等が氾濫する洪水と自然現象による被害を明確にする。高潮は可能性が低いと、などに含む
このため、土砂災害などに対する防災工事や建築物の耐震化などのハード対策と、 <u>災害に備えた</u> 啓発活動や警戒避難体制の強化、最低限の行政サービスを確保するための本市業務継続計画に基づく取組などのソフト対策を組み合わせ、災害による被害を最小化するとともに被災しても速やかに回復できる、強さとしなやかさを併せ持つ強靱なまちづくりを、 <u>平時から</u> 計画的に進めていく必要があります。	このため、土砂災害などに対する防災工事や建築物の耐震化などのハード対策と、 <u>防災</u> 啓発活動や警戒避難体制の強化、本市業務継続計画に基づく取組などのソフト対策を組み合わせ、 <u>平時から災害に備えること</u> で、災害による被害を最小化するとともに、被災しても速やかに回復できる強さとしなやかさを併せ持つ強靱なまちづくりを、計画的に進めていく必要があります。	前半の文章は、すべて「平時から災害に備える」にかけることが適当であり、これらの対策が一定程度備わった際に、目指すまちづくりを推進できる。
また、災害の発生時には、一人ひとりが自分の身を守る「自助」が基本になりますが、高齢者や障がい者などの災害弱者に加え、観光客や今後、増加が見込まれる在留外国人などには、 <u>市などが災害対応を行う「公助」やお互いに助け合う「共助」が大きな役割を果たすことから、地域で助け合う自主防災組織※の育成を進め、住民組織やボランティア及びその関係団体との連携・協力体制、防災関係機関・民間団体・他自治体との応援協力体制などを強化していく</u> 必要があります。	また、災害の発生時には、一人ひとりが自分の身を守る「自助」が基本になりますが、高齢者や障がい者などの災害弱者に加え、観光客や今後増加が見込まれる在留外国人などには、 <u>お互いに助け合う「共助」が特に重要な役割を果たすことから、市などの防災関係機関が災害対応を行う「公助」の強化はもとより、地域で助け合う自主防災組織※の育成を進めるとともに、住民組織やボランティア及びその関係団体との連携、民間団体・他自治体の応援など平時からの協力体制を強化していく</u> 必要があります。	一般的に災害時の役割は、自助、共助、公助の順であり、阪神・淡路大震災など過去の大規模災害時には、特に共助の役割が重要であることから、これを強調する文章に修正。 また基本構想の文面「協力体制」と整合を図る。
※「自主防災組織」…（略）	※「自主防災組織」…（略）	
（略）	（略）	

小施策01 防災対策の推進

主な取組
★ハード対策・ソフト対策を組み合わせた強靱化計画の策定と推進による、包括的な災害への備え（総合政策部企画政策室） ★災害時の業務体制強化のための本市業務継続計画の策定と推進（総務部災害対策室） ○市民・事業所などによる訓練や防災講習会などを通じ、地域住民の防災意識の啓発を推進（総務部災害対策室） ○急傾斜地崩壊防止施設の整備、砂防施設の整備、海岸保全施設等の整備、土砂災害警戒区域等の指定等による防災対策の促進（建設部都市計画課、総務部災害対策室） ○市有建築物の計画的な耐震化の推進（建設部建築指導課） ★民間大規模建築物の所有者に対する耐震改修補助等の支援（建設部建築指導課） ○老朽化した橋りょうなど道路施設の修繕や耐震化（建設部建設事業室）【共 4-2 道路・河川】 ○老朽化した河川施設の修繕等（建設部建設事業室）【共 4-2 道路・河川】 ○耐震化に関する所有者への周知・啓発の推進や木造住宅の耐震診断の実施に向けた支援（建設部建築指導課）【共 4-3 住宅】 ○耐震化などによる災害に強い上下水道施設の構築（水道局水道事業課、水道局下水道事業課）【共 4-1 上下水道】
指標
(略)



修正後	改訂理由
★ハード対策・ソフト対策を組み合わせた強靱化計画の策定と推進による、包括的な災害への備え（総合政策部企画政策室） ★災害時に迅速に対応するために本市業務継続計画を推進（総務部災害対策室） ○市民・事業所などによる訓練や防災講習会などを通じ、地域住民の防災意識の啓発を推進（総務部災害対策室） ○急傾斜地崩壊防止施設の整備、砂防施設の整備、海岸保全施設等の整備、土砂災害警戒区域等の指定等による防災対策の促進（建設部都市計画課、総務部災害対策室） ○市有建築物の計画的な耐震化の推進（建設部建築指導課） ○老朽化した橋りょうなど道路施設の修繕や耐震化（建設部建設事業室）【共 4-2 道路・河川】 ○老朽化した河川施設の修繕等（建設部建設事業室）【共 4-2 道路・河川】 ○耐震化に関する所有者への周知・啓発の推進や戸建て木造住宅の無料耐震診断の実施（建設部建築指導課）【共 4-3 住宅】 ○耐震化などによる災害に強い上下水道施設の構築（水道局水道事業課、水道局下水道事業課）【共 4-1 上下水道】	民間大規模建築物の所有者に対する耐震改修補助事業等の支援について、予定していた民間大規模建築物の耐震改修等事業が未実施であるため、所有者にヒアリングしたところ実施時期は未定との回答があった。道補助、市補助とも時限措置を設けた補助制度であるため、令和6年度までで廃止されるもの。 木造住宅耐震診断の補助制度については、制度創設以来利用実績がなかったため、令和5年度までで廃止した（戸建て木造住宅の無料耐震診断は継続）。
修正後	改訂理由

小施策02 災害応急活動体制や危機管理体制の強化 (略)

関連計画

現在の記載
・小樽市地域防災計画
・小樽市国民保護計画
・小樽市耐震改修促進計画（平成28～令和2年度）
・第二次小樽市観光基本計画（平成29～令和8年度）
・（仮称）小樽市業務継続計画



修正後	改訂理由
・小樽市地域防災計画	
・小樽市国民保護計画	
・第3次小樽市耐震改修促進計画（令和4～7年度）	計画の改定により、計画期間が変更となったため
・第二次小樽市観光基本計画（平成29～令和8年度）	
・小樽市業務継続計画	正式名称となったため

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施策	4-8 消防
-------------	---------------------------------	----	--------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
近年、全国各地において大規模地震や集中豪雨などによる甚大な被害が発生し、消防には迅速かつ的確な災害対応が求められています。また、国が定める障害者基本計画においては、災害発生時における障害特性に配慮した支援体制の整備の促進が示されているところです。このため、「消防力の整備指針」に基づき地域の実情に応じた消防力を計画的に整備するとともに、複雑・多様化する各種災害や市民ニーズに対応するため、<u>消防署</u>や車両の適正配置を行うほか、会話の不自由な聴覚・言語機能障害者や避難行動要支援者からの緊急通報への円滑な対応手段を確立し、消防指令業務の共同運用など近隣消防本部との連携も含め、総合的な<u>消防体制</u>の強化を図る必要があります。	近年、全国各地において大規模地震や集中豪雨などによる甚大な被害が発生し、消防には迅速かつ的確な災害対応が求められています。また、国が定める障害者基本計画においては、災害発生時における障害特性に配慮した支援体制の整備の促進が示されているところです。このため、「消防力の整備指針」に基づき地域の実情に応じた消防力を計画的に整備するとともに、複雑・多様化する各種災害や市民ニーズに対応するため、<u>消防署所</u>や車両の適正配置を行うほか、会話の不自由な聴覚・言語機能障害者や避難行動要支援者からの緊急通報への円滑な対応手段を確立し、消防指令業務の共同運用など近隣消防本部との連携も含め、総合的な<u>消防・救急・救助</u>体制の強化を図る必要があります。	適正な文章表現に訂正
火災発生件数及び火災による死者数は、近年<u>減少傾向にあり、火災予防の施策に一定の成果が見られますが</u>、依然として建物火災が全火災の半数近くを占め、建物火災のうち住宅火災がその半数以上となっています。このため、市民に対しては各町会の女性防火クラブやシルバー連合防火クラブなどと連携し住宅防火対策の周知を図り、事業所に対しては防火安全対策の徹底を求めるなど、防火意識の啓発や、火災予防につながる安全・安心情報の発信を積極的に行っていく必要があります。また、高齢化率の高い本市においては、<u>救急救助</u>体制の充実も求められています。	火災発生件数及び火災による死者数は、近年<u>横ばい傾向であり</u>、依然として建物火災が全火災の半数近くを占め、建物火災のうち住宅火災がその半数以上となっています。このため、市民に対しては各町会の女性防火クラブやシルバー連合防火クラブなどの<u>市民防災組織と連携して</u>住宅防火対策の周知を図り、事業所に対しては防火安全対策の徹底を求めるなど、防火意識の啓発や、火災予防につながる安全・安心情報の発信を積極的に行っていく必要があります。また、高齢化率の高い本市においては、<u>救急・救助</u>体制の充実も求められています。	過去5年のデータに基づき文言を訂正 適正な文章表現に訂正
（後略）	（後略）	

小施策 0 1 警防体制※の整備

主な取組					
★車両、資機材等の軽量化及び高機能化による消防力の充実強化（消防本部警防課） ○消防署所及び車両の適正配置（消防本部警防課、消防本部総務課） ○聴覚・言語機能障害者が音声によらない円滑な緊急通報を行える「Net119 通報システム」の導入（消防本部警防課） ○避難行動要支援者については、緊急通報に対応するシステムの構築による出動体制の迅速化（消防本部警防課） ○外国人からの 119 番通報に対し、言語の支障なく対応するための電話通訳センターを介した多言語対応の推進（消防本部警防課）					
※「警防」…（略）					
指標					
消防車両更新台数※ <table><tr><th>基準値 (H30)</th><th>目標値（R1～ 10 合計）</th></tr><tr><td>-</td><td>15 台</td></tr></table>		基準値 (H30)	目標値（R1～ 10 合計）	-	15 台
基準値 (H30)	目標値（R1～ 10 合計）				
-	15 台				
※ 消防車両整備計画台数 25 台（平成 30 年度末現在）					



修正後	改訂理由				
★車両、資機材等の軽量化及び高機能化による消防力の充実強化（消防本部警防課） ○消防署所及び車両の適正配置（消防本部警防課、消防本部総務課） ○避難行動要支援者からの緊急通報に対応するシステムの構築による出動体制の迅速化（消防本部警防課） ○外国人からの 119 番通報体制の広報として、宿泊施設にリーフレット等を配布するなど、電話通訳センターを介した多言語対応の周知促進（消防本部警防課） ○119 番通報者が携帯電話、スマートフォン等を使用して消防指令センターに映像で通報することができる「映像通報システム」の導入（消防本部警防課） ○後志管内消防指令業務の共同化及び消防指令システムの高度化の推進（消防本部警防課）	○「Net119 通報システム」は、令和 2 年 7 月 1 日に導入、事業完了 ○外国人からの 119 番通報に対し、電話通訳センターを介した多言語対応を令和 2 年 4 月 1 日に導入した。				
※「警防」…（略）					
修正後	改訂理由				
消防車両更新台数※ <table border="1"> <tr> <th>基準値 (H30)</th><th>目標値 (R1～ 10 合計)</th></tr> <tr> <td>-</td><td>14 台</td></tr> </table> ※ 消防車両整備計画台数 25 台（平成 30 年度末現在）	基準値 (H30)	目標値 (R1～ 10 合計)	-	14 台	目標値 15 台→14 台 ※消防車両整備計画と整合を図るため修正
基準値 (H30)	目標値 (R1～ 10 合計)				
-	14 台				

小施策 0 2 火災予防の推進

主な取組
★予防行事や広報媒体等を通じた住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理を主とした住宅防火対策の推進（消防本部予防課） ○各町会の女性防火クラブやシルバー連合防火クラブなどと連携した市民及び事業所に対する防火意識の啓発及び防火対策のポイント、住宅用火災警報器の奏功事例等の火災予防につながる安全・安心情報の発信（消防本部予防課）
指標
（略）



修正後	改訂理由
★予防行事や広報媒体等を通じた住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理を主とした住宅防火対策の推進（消防本部予防課） ○各町会の女性防火クラブやシルバー連合防火クラブなどと連携した市民及び事業所に対する防火意識の啓発及び SNS 等の各種媒体を利用した防火対策のポイント、住宅用火災警報器の奏功事例等の火災予防につながる安全・安心に暮らすための情報発信（消防本部予防課）	
修正後	改訂理由
（略）	

小施策 0 3 救急救助体制の充実（略）

小施策 0 4 消防団の強化

主な取組		修正後	改訂理由
○機能別消防団員（特定の活動、役割にのみ参加する団員）制度の導入や女性消防団員の積極的な活用を含めた消防団員の加入促進の取組の強化（消防本部総務課） ○消防団活動で使用する資機材及び装備品の整備の推進（消防本部総務課）	➡	○機能別消防団員（特定の活動、役割にのみ参加する団員）制度のPRや女性消防団員の積極的な活用を含めた消防団員の加入促進の取組の強化（消防本部総務課） ○消防団活動で使用する資機材及び装備品の整備の推進（消防本部総務課）	機能別消防団員（特定の活動、役割にのみ参加する団員）制度を導入し、火災活動及び災害活動を役割とする団員を任用済み
指標		修正後	改訂理由
（略）		（略）	

関連計画

現在の記載		修正後	改訂理由
・（仮称）小樽市消防長期構想（令和元～10年度）	➡	第3次小樽市消防長期構想（令和元～10年度）	令和2年3月30日に策定されたため

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）	施策	4-9 生活安全
-------------	---------------------------------	----	----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
（前略） 防犯体制の推進については、近年、道内の全体の犯罪件数は<u>減少していますが</u>、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺は<u>増加傾向にあり</u>、空き巣等の侵入窃盗が依然として多数発生していることから、防犯団体への支援による自主防犯活動の取組や街路防犯灯の設置や維持に係る町会等への助成による夜間の安全確保を継続し、地域と一体となった防犯活動を推進する必要があります。 （後略）	（前略） 防犯体制の推進については、近年、道内の全体の犯罪件数は<u>ほぼ横ばい傾向にあり</u>、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺は<u>時代とともに多様化し</u>、空き巣等の侵入窃盗が依然として多数発生していることから、防犯団体への支援による自主防犯活動の取組<u>のほか</u>街路防犯灯の設置や維持に係る町会等への助成による夜間の安全確保を継続し、地域と一体となった防犯活動を推進する必要があります。 （後略）	道内の犯罪件数は、ほぼ横ばいであるため。特殊詐欺は、件数及び金額の傾向よりも、時代とともに多様化の傾向があることを記載。

小施策01 交通安全の推進 ～ 小施策03 消費生活の安定と向上 （略）

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・小樽市交通安全計画 <u>（平成28～令和2年度）</u>	・小樽市交通安全計画 <u>（令和3～7年度）</u>	

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）	施策	5－1 環境保全
-------------	-----------------------------------	----	----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
（前略） 地球温暖化など地球規模の環境問題が深刻化し、環境保全に対する国際的な取組が進んでいます。温暖化の原因とされる温室効果ガス排出量を削減するためには、市民、事業者、行政が互いに協力して取り組むことが必要です。温暖化防止の意識の普及と啓発に努めていくことで、エネルギーの有効利用を推進し、環境負荷の低減を図る必要があります。	（前略） 地球温暖化など、地球規模で深刻化する環境問題に対して、脱炭素社会に向けた動きが国際的に加速するなか、国内ではこれを地域の成長の機会と捉え、地域主役の取組による脱炭素社会の実現を目指しています。市民一人ひとりが温暖化防止の意識を高め、省エネルギーの更なる取組や再生可能エネルギーの活用などを市民、事業者、行政が互いに協力して推進する必要があります。	国内外における地球温暖化に関する動向や国が2050年カーボンニュートラルを宣言したこと、本市が「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明したこと、また、小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】を新たに策定したことを踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた内容、また、国が2050年カーボンニュートラルの達成に向けて策定した「地域脱炭素ロードマップ」に即した内容に整理し、国内外の動向及び本市の表明・計画との整合性を図るため。
環境と経済のバランスの取れた社会をつくるためには、市民生活や事業活動など社会全体の変革が必要です。地域の環境が地球全体の環境に結び付いていることを認識し、環境にやさしい行動ができるよう、一人ひとりの意識改革が求められています。	環境と経済のバランスの取れた社会の形成を図り、環境負荷の少ない持続可能な発展を目指すためには、市民生活や事業活動など社会全体の変革が必要です。地域の環境が地球全体の環境に結び付いていることを認識し、環境にやさしい行動ができるよう、一人ひとりの意識改革が求められています。	「環境と経済のバランスの取れた社会」について説明が不足しており、その必要性が現行文では読み取りにくいいため、分かりやすく整理するため。
（後略）	（後略）	

小施策01 市民生活における環境保全対策の徹底（略）

小施策02 地球温暖化防止対策の推進

主な取組	
★<u>地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を削減するための市民に対する節電等の環境配慮行動の啓発</u>（生活環境部環境課） ○<u>「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」（市民向け）、「おたるエコガイド」（事業者向け）の配布による地球温暖化防止に向けた啓発</u>（生活環境部環境課） ○環境に対する負荷を低減するための住宅エコリフォーム助成制度の利用促進（建設部建築住宅課） ○<u>環境に対する負荷を低減するための再生可能エネルギーの活用に向けた情報収集や研究</u>（生活環境部環境課）	
指標	
地球温暖化防止の一環として、省エネルギー対策に取り組んでいる市民の割合（アンケート）	
基準値 (R1)	目標値 (R10)
29.1%	基準値より増



修正後		改訂理由								
★<u>脱炭素社会の実現に向けた市民及び事業者に対する省エネルギーの取組等の環境配慮行動の普及啓発（生活環境部環境課）</u> ★<u>再生可能エネルギーの活用に向けた情報収集や研究及び導入拡大の推進（生活環境部環境課）</u> ○環境に対する負荷を低減するための住宅エコリフォーム助成制度の利用促進（建設部建築住宅課）		ゼロカーボンシティを表明し、市民及び事業者を含めた市域全体を対象とした地球温暖化対策推進実行計画を策定したため、今後は、脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となって省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入拡大を推進していく。								
修正後		改訂理由								
地球温暖化防止の一環として、省エネルギー対策に取り組んでいる市民の割合（アンケート） <table><tr><th>基準値（R1）</th><th>目標値（R10）</th></tr><tr><td>29.1%</td><td>基準値より増</td></tr></table> 温室効果ガス排出量 <table><tr><th>基準値（R1）</th><th>目標値（R10）</th></tr><tr><td>1,159 千 t －CO₂</td><td>761 千 t －CO₂</td></tr></table>		基準値（R1）	目標値（R10）	29.1%	基準値より増	基準値（R1）	目標値（R10）	1,159 千 t －CO ₂	761 千 t －CO ₂	・指標を追加 基準値根拠：基準値は小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】における現状値 目標値は同計画における令和 12 年度までの目標値を按分して算出
基準値（R1）	目標値（R10）									
29.1%	基準値より増									
基準値（R1）	目標値（R10）									
1,159 千 t －CO ₂	761 千 t －CO ₂									

小施策03 環境意識の高揚

主な取組	
○市民との協働による地域における環境保全のボランティア活動の推進（生活環境部ごみ減量推進課） ○様々な機会を活用した環境情報の提供や環境教育・学習の推進（生活環境部環境課）	
指標	
(略)	



修正後		改訂理由
○市民との協働による地域における環境保全のボランティア活動の推進（生活環境部ごみ減量推進課、<u>生活環境部清掃事業所</u>） ○様々な機会を活用した環境情報の提供や環境教育・学習の推進（生活環境部環境課）		
修正後		改訂理由
(略)		

小施策04 人と自然の共生 (略)

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・小樽市環境基本計画（平成 27～令和 6 年度）	・小樽市環境基本計画（平成 27～令和 6 年度）	
・小樽市温暖化対策推進実行計画 <u>（平成 24～令和 3 年度）</u>	・<u>第 4 次</u>小樽市温暖化対策推進実行計画【<u>事務事業編</u>】（令和 4～12 年度）	前計画（第 3 次計画）の計画期間満了を迎え、本市が「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明したことなどを踏まえて内容を見直し、改定したため。
	➡	国内外における地球温暖化に関する動向や国が 2050 年カーボンニュートラルを宣言したこと、本市が「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明したことなどから、今後は市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策を推進する必要があるため、行政のみならず市民・事業者を含めた小樽市域全体を対象とした計画を新たに策定したため。
		・<u>小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】（令和 5～12 年度）</u>

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）	施策	5-2 循環型社会
-------------	-----------------------------------	----	-----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量は、平成17年度の生活系ごみ減量化・有料化により、平成16年度の813gから平成30年度には470gまで減少し、家庭から出されるごみ全体の排出抑制が進んでいます。 また、市民一人1日当たりの生活系資源物排出量は、生活系ごみからの移行による増加を見込みましたが、排出抑制の施策等による減量効果もあって、近年は微増という状況になっています。	<u>生活系ごみについては、市民一人1日当たりの排出量は、平成17年度の生活系ごみ減量化・有料化により、平成16年度の815gから令和4年度には469gまで減少し、家庭から出されるごみ全体の排出抑制が進んでいます。</u> また、市民一人1日当たりの資源物排出量は、平成16年度の16gから生活系ごみからの移行により、平成17年度は154gに増加しましたが、近年の生活様式の変化や事業者による環境負荷の軽減に向けた取組などにより、140g前後と横ばいで推移しています。	813→815 一般廃棄物基本計画の数値に変更。 排出量を直近の数字に変更。生活系資源物を資源物に変更。ペットボトルの軽量化や紙ストローへの変更など、環境に配慮した動きがあり、プラスチックの使用量が減少していることや、インターネットの普及などによる新聞離れや用紙値上がりにより夕刊が廃止されるなど、紙類の排出量が減少していることを反映。
<u>これまでも分別や適正排出の啓発に努めてきましたが、今後も北しりべし廃棄物処理広域連合とも協力しながら、排出抑制に重点を置いた3R「発生抑制（Reduce）」「再使用（Reuse）」「再利用（Recycle）」の更なる推進を検討していく必要があります。また、今後も進む高齢化や人口減少に加え、近年、社会問題となっている食品ロス問題や災害発生時の廃棄物にも対応した将来の収集や処理体制についても、考えていく必要があります。</u>	<u>ごみの分別や適正排出については、これまでも啓発に努めてきましたが、今後も北しりべし廃棄物処理広域連合とも協力しながら、排出抑制に重点を置いた3R「発生抑制（Reduce）」「再使用（Reuse）」「再利用（Recycle）」の更なる推進を検討していく必要があります。また、今後も進む高齢化や人口減少を踏まえた収集体制のほか、近年、社会問題となっている食ロス問題への対応や災害発生時の廃棄物を円滑・迅速に処理する体制についても考えていく必要があります。</u>	文面の修正。
事業系ごみについては、生活系ごみに先行して平成12年度の有料化により減量化が図られ、平成11年度の48,545トンから大きく減少し、平成13年度以降は2万トン前後で推移していますが、排出量の50%を超える生ごみ類の減量が課題となっています。	事業系ごみについては、生活系ごみに先行して平成12年度の有料化により減量化が図られ、平成11年度の48,545トンに対し、令和4年度は18,228トンと大きく減少していますが、排出量の50%を超える生ごみ類をいかに減量していくかが課題となっています。	2万トン前後から令和4年度の数字に変更。 生ごみ減量の課題を強調
(次ページに続く)		

◆基本計画

現状と課題

現在の記載
(前ページの続き)
主に生活系ごみを処理した後の焼却灰や破碎残さ等を埋め立て処分する一般廃棄物最終処分場については、かさ上げによる拡張整備を進め延命化を行います。また、事業活動で排出される再資源化できない建設廃材等を埋め立て処分する産業廃棄物最終処分場についても、今後延命化に取り組んでいく必要があります。
し尿は、老朽化した施設に替えて、平成 27 年度から中央下水終末処理場において処理していますが、下水道に接続されていない又は合併処理浄化槽※で処理していない炊事、洗濯、風呂などの生活雑排水については、河川や海の汚れの原因となっていることから、水質の浄化や水環境の保全を図るための対策を引き続き取り組んでいく必要があります。
※「合併処理浄化槽」…微生物の働きで、し尿と生活雑排水（台所・洗濯・風呂などの排水）を浄化するための設備

小施策 0 1 3 R の推進に向けた自主的な取組への支援 (略)

小施策 0 2 ごみ・資源物の適正処理

主な取組
★ごみの適正な排出の仕方についての指導や、効率的なごみ・資源物の収集運搬業務を実施（生活環境部ごみ減量推進課、生活環境部清掃事業所） ○事業系一般廃棄物の発生抑制を目的に、資源化に向けた適正処理の監視・指導を推進（生活環境部ごみ減量推進課） ○ごみ処理に係る北しりべし廃棄物処理広域連合の構成市町村としての参画（生活環境部管理課） ○最終処分場の維持管理及び拡張整備（生活環境部管理課） ○不法投棄未然防止に向けた監視パトロールや啓発活動の実施（生活環境部ごみ減量推進課）
指標
(略)

小施策 0 3 し尿などの適正処理 (略)

修正後	改訂理由
主に生活系ごみを処理した後の焼却灰や破碎残さ等を埋立処分する一般廃棄物最終処分場については、生活環境の保全上、廃棄物の最終処分地として維持していく必要があることから、継続して受け入れられるよう、再資源化の推進を継続するとともに、埋立容量を増やすための拡張整備を行い延命化を図っています。また、事業活動で排出される再資源化できない建設廃材等を埋立処分する産業廃棄物最終処分場についても、同様に延命化に取り組んでいます。	送り仮名訂正。 現在、延命化に着手していることを踏まえた修正
し尿は、平成 27 年度から中央下水終末処理場において処理していますが、下水道に接続されていない又は合併処理浄化槽※で処理していない台所、洗濯、風呂などから排出される生活雑排水については、河川や海の汚れの原因となっていることから、水質の浄化や水環境の保全を図るための対策を引き続き取り組んでいく必要があります。	「老朽化した施設に替えて」を削除、「炊事、洗濯、風呂などの生活雑排水」を「台所、洗濯、風呂などから排出される生活雑排水」に訂正。
※「合併処理浄化槽」…微生物の働きで、し尿と生活雑排水（台所・洗濯・風呂などからの排水）を浄化するための設備	「などの排水」→「などからの排水」に訂正。

修正後	改訂理由
★ごみの適正な排出の仕方についての指導や、効率的なごみ・資源物の収集運搬業務を実施（生活環境部ごみ減量推進課、生活環境部清掃事業所） ○事業系一般廃棄物の発生抑制を目的に、資源化に向けた適正処理の監視・指導を推進（生活環境部ごみ減量推進課） ○ごみ処理に係る北しりべし廃棄物処理広域連合の構成市町村としての参画（生活環境部管理課） ○最終処分場の維持管理及び延命化（生活環境部管理課） ○不法投棄未然防止に向けた監視パトロールや啓発活動の実施（生活環境部ごみ減量推進課、生活環境部清掃事業所）	現在、延命化に着手していることを踏まえた修正
修正後	改訂理由
(略)	

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・小樽市一般廃棄物処理基本計画(平成 27～令和 6 年度) 及び実施計画(毎年度)	・小樽市一般廃棄物処理基本計画(平成 27～令和 6 年度) 及び実施計画(毎年度)	
・小樽市分別収集計画 (平成 29～令和 4 年度)	・小樽市分別収集計画 (令和 5～10 年度)	更新のため
・小樽市生活排水処理基本計画 (平成 23～令和 2 年度)	・小樽市生活排水処理基本計画 (平成 23～令和 6 年度)	次期の小樽市一般廃棄物処理基本計画と統合する予定であるため、令和 6 年度まで延長するもの
・北しりべし廃棄物処理広域連合広域計画 (平成 29～令和 3 年度・北しりべし廃棄物処理広域連合策定)	・北しりべし廃棄物処理広域連合広域計画 (令和 4～8 年度・北しりべし廃棄物処理広域連合策定)	更新のため
	・小樽市災害廃棄物処理計画	大規模災害時に発生する復旧・復興の妨げになる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を構築し、廃棄物の初期の混乱を最小限にすることを目的に令和 4 年 2 月に策定したため

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）	施策	5-3 公園・緑地
-------------	-----------------------------------	----	-----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
（前略） 少子高齢化や多様な価値観に対応するよう、公園に求められるニーズの<u>変化</u>の把握に努め、子どもから高齢者まで、誰もが快適に安全で安心して公園を利用できるよう維持管理を図るとともに、整備に当たっては、地域に配慮して進めていく必要があります。	（前略） 少子高齢化や多様な価値観に対応するよう、<u>既存の公園・緑地</u>に求められるニーズの把握に努め、子どもから高齢者まで、誰もが快適に安全で安心して公園・緑地を利用できるよう維持管理を図るとともに、整備に当たっては、<u>地域住民のニーズを反映させるなど</u>、地域に配慮して進めていく必要があります。	・既存公園（施設）に対するニーズを想定しての「ニーズの変化の把握」であることから、よりわかりやすい表現に修正 ・配慮の対応例を例示 など→情報提供 ※ともに内容に変更なし
（後略）	（後略）	

小施策01 緑の保全（略）

小施策02 公園・緑地の整備推進と維持管理の充実

主な取組	修正後	改訂理由
○公園・緑地の整備、緑化等の推進を目的に、緑の基本計画の<u>見直し検討</u>と定期的な推進管理（建設部公園緑地課） ★公園の様々な機能や市民ニーズを踏まえた計画的な施設の更新と、魅力の向上につながる利用実態を考慮した公園緑地のリニューアル整備（建設部公園緑地課） ○子供から高齢者まで、誰もが使いやすい、ユニバーサルデザイン※、バリアフリー化を取り入れ、安全で安心して利用できる公園づくりと維持管理の充実（建設部公園緑地課、産業港湾部港湾室）	○公園・緑地の整備、緑化等の推進を目的に、緑の基本計画の<u>推進</u>と定期的な推進管理（建設部公園緑地課） ★公園の様々な機能や市民ニーズを踏まえた計画的な施設の更新と、魅力の向上につながる利用実態を考慮した公園緑地のリニューアル整備（建設部公園緑地課） ★<u>親子連れで遊べる小樽の特性を生かした小樽公園の再整備（建設部公園緑地課）</u> ○子供から高齢者まで、誰もが使いやすい、ユニバーサルデザイン※、バリアフリー化を取り入れ、安全で安心して利用できる公園づくりと維持管理の充実（建設部公園緑地課、産業港湾部港湾室）	
※「ユニバーサルデザイン」…（略）	※「ユニバーサルデザイン」…（略）	
指標	修正後	改訂理由
（略）		

小施策03 市民との協働による緑化の推進と支援（略）

関連計画

現在の記載		修正後	改訂理由
<u>・小樽市緑の基本計画（平成 16～令和 2 年度）</u>	➡	<u>・第 2 次小樽市緑の基本計画（令和 5 ～ 1 4 年度）</u>	前計画期間満了後、人口減少や少子高齢化のほか、近年の大規模な自然災害の多発による防災意識の高まりなどの社会情勢の変化に対応するため、令和 5 年度から第 2 次の計画を策定した。
<u>・小樽市公園施設長寿命化計画（平成 25～令和 4 年度）</u>		<u>・第 2 次小樽市公園施設長寿命化計画（令和 5 ～ 1 4 年度）</u>	更新のため
・奥沢水源地 保存・活用基本構想		・奥沢水源地 保存・活用基本構想	

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）	施策	5-4 都市景観
-------------	-----------------------------------	----	----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
変化に富んだ海岸線、坂、山並みなどの自然景観、港湾を軸に商都として発展してきた小樽の歴史を今に伝える運河や石造倉庫群などの歴史的建造物 <u>といった</u> 本市特有の景観資源を保全しながら、魅力的な都市景観を創出するため、平成4年に「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」（以下「景観条例」といいます。）を制定しました。	変化に富んだ海岸線、坂、山並みなどの自然景観、港湾を軸に商都として発展してきた小樽の歴史を今に伝える運河や石造倉庫群などの歴史的建造物、 <u>これら</u> 本市特有の景観資源を保全しながら、魅力的な都市景観を創出するため、平成4年に「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」（以下「景観条例」といいます。）を制定しました。	文言の整理
本市は、平成18年に景観法に基づく景観行政団体となり、 <u>平成20年に景観条例を改正した上で、その翌年には、より良好な景観の形成を目指して</u> 「小樽市景観計画」（以下「景観計画」といいます。）を策定しました。	<u>その後も、より良好な景観の形成を目指して</u> 、本市は、平成18年に景観法に基づく景観行政団体となり、景観条例を改正した上で、 <u>平成21年に「小樽市景観計画」（以下「景観計画」といいます。）を策定し、さらに、平成24年には、北海道から一部権限移譲を受け、「小樽市屋外広告物条例」を制定しました。</u>	平成18年以降の取組を統合（2段落目と4段落目を統合）、文言の整理
<u>景観条例に基づき、平成30年3月現在において、歴史的建造物96件を登録、そのうち79件を指定しているほか、保存樹木22本、保全樹林約19haを指定し、</u> 景観計画においては、市域全域を景観計画区域に定め、そのうち、歴史、文化等から見て小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域を「小樽歴史景観区域(131.6ha)」に指定 <u>しており</u> 、本市独自の歴史的な景観や自然景観を保全するとともに、これらと調和したまちなみの形成に努めてきました。	➡ <u>令和5年4月現在、景観条例に基づき</u> 歴史的建造物96件を登録し、そのうち79件を指定しているほか、保存樹木22本、保全樹林約19haを指定 <u>しています。また、</u> 景観計画においては、市域全域を景観計画区域に定め、そのうち、歴史、文化等から見て小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域を「小樽歴史景観区域(131.6ha)」に指定 <u>し</u> 、本市独自の歴史的な景観や自然景観を保全するとともに、これらと調和したまちなみの形成に努めてきました。	時点修正、文言の整理
<u>さらに、平成24年に北海道から一部権限移譲を受け、「小樽市屋外広告物条例」を制定し、本市独自の許可基準を設け景観の保全に努めています。</u>	※削除（2段落目に統合）	2段落目と統合
（後略）	（後略）	

小施策01 歴史的建造物の保全及び活用

主な取組
★所有者等への技術的・経済的支援による歴史的景観の保全（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○歴史的建造物を保全活用するための「伝統的建造物群保存制度※」や「歴史まちづくり法※」等による国の支援制度の活用を含めた取組の検討（教育部生涯学習課、建設部新幹線・まちづくり推進室）【共 3-5 観光】 ○日本遺産※を活用した観光振興の推進（産業港湾部商業労政課、産業港湾部観光振興室）【共 3-5 観光】 ○「小樽市歴史文化基本構想」の理念を踏まえた歴史文化資源の適切な保存と活用（教育部生涯学習課）【共 6-2 文化芸術】
※「伝統的建造物群保存制度」…（略） ※「歴史まちづくり法」…（略） ※「日本遺産」…（略）
指標
（略）



修正後	改訂理由
★所有者等への技術的・経済的支援による歴史的景観の保全（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○歴史的建造物の保全活用に向けた「歴史まちづくり法※」に基づく歴史的風致維持向上計画の策定及び計画事業の推進や「伝統的建造物群保存制度※」等による国の支援制度の活用を含めた取組の検討（教育部生涯学習課、建設部新幹線・まちづくり推進室）【共 3-5 観光】 ○日本遺産※を活用した観光振興の推進（産業港湾部観光振興室）【共 3-5 観光】 ○「小樽市歴史文化基本構想」の理念を踏まえた歴史文化資源の適切な保存と活用（教育部生涯学習課）【共 6-2 文化芸術】	歴史的風致維持向上計画の策定中のため文言修正。 所管換えに伴う修正
※「歴史まちづくり法」…（略） ※「伝統的建造物群保存制度」…（略） ※「日本遺産」…（略）	順序の入替え
修正後	改訂理由
（略）	

小施策02 まちなみ景観の創出 ～ 小施策04 市民との協働による景観形成 （略）

関連計画 （略）

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち（生きがい・文化）	施策	6-1 社会教育
-------------	----------------------------------	----	----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
少子高齢化や人口減少、個人の価値観の多様化、情報技術の飛躍的発展など、社会を取り巻く環境が著しく変化中、地域の連帯意識の希薄化による地域コミュニティの低下や核家族化の進展などによる地域・家庭の教育力の低下が指摘されています。このため、全ての市民に対して、多様なニーズに対応した学習機会を提供することにより、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や社会の持続的発展に向けた地域課題解決に資することが期待されています。 （後略）	少子高齢化や人口減少、個人の価値観の多様化、情報技術の飛躍的発展など、社会を取り巻く環境が著しく変化中、地域の連帯意識の希薄化による地域コミュニティの低下などによる地域・家庭の教育力の低下が指摘されています。このため、全ての市民に対して、多様なニーズに対応した学習機会を提供することにより、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や社会の持続的発展に向けた地域課題解決に資することが期待されています。 （後略）	国勢調査において市内の核家族世帯の割合は長期的にみても減少しており、「核家族化の進展」が原因ではないためこれを削除する修正。

小施策01 「学び」と「活動」の循環の推進 ～ 小施策02 生涯各期における学習機会の充実 （略）

小施策03 図書館の利活用の促進

主な取組	修正後	改訂理由
★「学校ブックフェスティバル」の開催など、学校図書館などとの連携による子どもが自ら読書に親しめる環境の整備（教育部図書館） ○郷土資料の収集・保存、レファレンス機能※の充実（教育部図書館） ○読み聞かせボランティアなどの市民ボランティア団体等との協働事業や大学等の他団体との様々な連携による事業の拡大（教育部図書館）	★「学校ブックフェスティバル」の開催や、学校 Web 予約貸出しサービスの開始など、学校図書館などとの連携による子どもが自ら読書に親しめる環境の整備（教育部図書館） ○郷土資料の収集・保存、レファレンス機能※の充実（教育部図書館） ○読み聞かせボランティアなどの市民ボランティア団体等との協働事業や大学等の他団体との様々な連携による事業の拡大（教育部図書館） ○道立図書館と連携した「インターネット予約貸出サービス」や「電子図書館」の活用による市民の読書環境の拡充（教育部図書館） ○市内サービスセンターでの予約図書受取りサービスによる市民の利便性の向上（教育部図書館）	学校 Web 予約貸出しサービスの開始（R6.4～） 道立図書館連携事業の開始（R6.4～） 図書貸出窓口拡充事業の開始（R3.7～）
※「レファレンス機能」…（略）	※「レファレンス機能」…（略）	
指標	修正後	改訂理由
（略）	（略）	

小施策 0 4 総合博物館の利活用の促進

主な取組
★地域の自然、歴史、文化に関する調査・研究や資料収集（教育部総合博物館） ★資料展示や企画展、科学体験などを重視した普及講座の充実（教育部総合博物館） ○動態展示している鉄道施設の活用、鉄道車両の保存・修復（教育部総合博物館） ★学校教育と連携した学習支援の充実（教育部総合博物館）
指標
（略）



修正後	改訂理由
★地域の自然、歴史、文化に関する調査・研究や資料収集（教育部総合博物館） ★資料展示や企画展、科学体験などを重視した普及講座の充実（教育部総合博物館） ○動態展示している鉄道施設の活用、鉄道車両の保存・修復（教育部総合博物館） ★学校教育と連携した学習支援の充実（教育部総合博物館） <u>★重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店との連携による博物館の利用促進（教育部総合博物館）</u>	PCB 除去のため解体した展示車両（電気機関車）2両について、永続的に保存展示をするためのデジタルコンテンツ制作及び展示施設整備事業を進めている。
修正後	改訂理由
（略）	

小施策 0 5 文学館、美術館の利活用の促進

（略）

関連計画

（略）

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち（生きがい・文化）	施策	6-2 文化芸術
-------------	----------------------------------	----	----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
（前略）	（前略）	
また、本市には恵まれた自然環境と歴史・文化が相まって、有形・無形の多くの文化遺産や史跡を有します。	また、本市は恵まれた自然環境と歴史・文化が相まって、有形・無形の多くの文化遺産や史跡を有しています。	文言の整理
（中略）	（中略）	
他方で、人口減少や少子高齢化等の影響により、様々な文化芸術活動において担い手の高齢化や減少が進むとともに、 <u>後継者不足や活動の縮小</u> が大きな課題となっています。	他方で、人口減少や少子高齢化等の影響により、様々な文化芸術活動において <u>指導者や継承者等の担い手不足は深刻さを増しており、活動の着実な継承と振興が</u> 大きな課題となっています。	重複している内容の整理
このため、 <u>小学校</u> における「ふるさと教育」などを通じて、伝統芸能や無形文化財などに触れる機会を創出し、新たな担い手づくりにつなげるとともに、各関係団体との連携により、市民が伝統文化に触れ、参加する機会を拡充する必要があります。	このため、 <u>小中学校</u> における「ふるさと教育」などを通じて、伝統芸能や無形文化財などに触れる機会を創出し、新たな担い手づくりにつなげるとともに、各関係団体との連携により、市民が伝統文化に触れ、参加する機会を拡充するほか、 <u>映像資料等として記録保存するなど、デジタル化を推進する</u> 必要があります。	文言の整理及び無形文化財などの継承が危機的状況にあることを追加

小施策01 文化芸術の振興

主な取組
○「小樽市文化団体協議会」などの文化団体等への支援（教育部生涯学習課） ★「小樽市文化祭」などの文化芸術活動の場の充実と、団体及び個人の活動状況に関する情報発信（教育部生涯学習課） ○アーティスト・バンク※による人材情報の充実と、市民の文化芸術に接する機会の拡大（教育部生涯学習課） ○文化芸術活動を行う人材の育成と、指導者の養成や確保（教育部生涯学習課） ○文化芸術に親しむ機会の提供と、「レピオ※フェスティバル」などの開催を通じた市民参加の拡大（教育部生涯学習課） ○市民の自主的な文化芸術活動の場として市民会館、市民センター、公会堂などの公共施設の提供や指定管理者が行う自主事業などを通じての文化芸術鑑賞機会の充実（生活環境部生活安全課）
※「アーティスト・バンク」…（略） ※「レピオ」…（略）
指標
（略）



修正後	改訂理由
○「小樽市文化団体協議会」などの文化団体等への支援（教育部生涯学習課） ★「小樽市文化祭」などの文化芸術活動の場の充実と、団体及び個人の活動状況に関する情報発信（教育部生涯学習課） ○アーティスト・バンク※による人材情報の充実と、市民の文化芸術に接する機会の拡大（教育部生涯学習課） ○文化芸術活動を行う人材の育成と、指導者の確保（教育部生涯学習課） ○文化芸術に親しむ機会の提供と、「レピオ※フェスティバル」などの開催を通じた市民参加の拡大（教育部生涯学習課） ○市民の自主的な文化芸術活動の場として市民会館、市民センター、公会堂などの公共施設の提供や指定管理者が行う自主事業などを通じての文化芸術鑑賞機会の充実（生活環境部生活安全課）	より適切な表現に修正
※「アーティスト・バンク」…（略） ※「レピオ」…（略）	
修正後	改訂理由
（略）	

小施策02 文化財などの保存と活用

（略）

関連計画

現在の記載
・小樽市教育推進計画（令和元～10年度）
・小樽市文化芸術振興基本計画（平成20～令和元年度）
・小樽市歴史文化基本構想



修正後	改訂理由
・小樽市教育推進計画（令和元～10年度）	
・第2次小樽市文化芸術振興基本計画（令和元～10年度）	計画の更新
・小樽市歴史文化基本構想	

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち（生きがい・文化）	施策	6-3 スポーツ・レクリエーション
-------------	----------------------------------	----	-------------------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
（前略） 市内には多くの体育施設がありますが、その多くは供用開始から年数が経過し老朽化が進んでいる現状にあります※。このため、市民のスポーツ・レクリエーション活動や健康づくりなどの拠点施設として、安全・安心に利用できるよう<u>利用状況などを考慮しながら施設の整備や改修を行うとともに、適正な運営と維持管理による利用促進を図る必要があります。特に、利用者が多く耐震化の必要性が喫緊の課題となっている総合体育館や、市民の関心が高い、市民プールの整備を検討する必要があります。</u> ※（略）	（前略） 市内には多くの体育施設がありますが、その多くは供用開始から年数が経過し老朽化が進んでいる現状にあります※。このため、市民のスポーツ・レクリエーション活動や健康づくりなどの拠点施設として、安全・安心に利用できるよう、<u>小樽市スポーツ施設長寿命化計画に基づき計画的に整備や改修を行うとともに、適正な運営と維持管理による利用促進を図る必要があります。また、総合体育館については、小樽市新総合体育館基本計画に基づき、整備事業を着実に推進する必要があります。</u> ※（略）	小樽市スポーツ施設長寿命化計画を追記。 新総合体育館に関する記述を時点修正。

小施策01 生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及と市民体力の向上

主な取組	修正後	改訂理由
★教育委員会や指定管理者の主催による各種スポーツ教室の開催（教育部生涯スポーツ課） ○小中学校の屋内体育館を利用した学校開放事業の実施（教育部生涯スポーツ課） ○市民歩こう運動や体力テスト会などの市民の健康・体力づくり推進事業の実施（教育部生涯スポーツ課）	★教育委員会や指定管理者の主催による各種スポーツ教室の開催（教育部生涯スポーツ課） <u>★健康づくりを目的としたノルディックウォーキングの普及を図るため、ウォーキングサポーター（市民ボランティア）を養成（保健所健康増進課）</u> ○小中学校の屋内体育館を利用した学校開放事業の実施（教育部生涯スポーツ課） ○市民歩こう運動や体力テスト会などの市民の健康・体力づくり推進事業の実施（教育部生涯スポーツ課）	
指標	修正後	改訂理由
（略）	（略）	

小施策02 スポーツ・レクリエーション（略）

小施策 03 体育施設の整備と利用促進

主な取組		修正後	改訂理由								
★市民の健康増進と子どもたちのスポーツ振興に寄与する総合体育館と市民プールの整備の検討（教育部生涯スポーツ課） ○安全で快適にスポーツができる施設の適正な運営による利用促進（教育部生涯スポーツ課）		★市民の健康増進と子どもたちのスポーツ振興に寄与するプール室を併設した新総合体育館の整備の推進（教育部生涯スポーツ課） ○安全で快適にスポーツができる施設の適正な運営による利用促進（教育部生涯スポーツ課）	・小樽市スポーツ施設長寿命化計画（令和４年度策定） ・小樽市総合体育館長寿命化計画（令和３年度策定） ・小樽市新総合体育館基本構想（令和４年度策定） ・小樽市新総合体育館基本計画（令和５年度策定）								
指標		修正後	改訂理由								
主な体育施設３施設（総合体育館、高島小学校温水プール、銭函パークゴルフ場）を利用する延べ利用者の人口に対する割合 <table><tr><th>基準値 (H30)</th><th>目標値 (R10)</th></tr><tr><td>117.0%</td><td>122.0%</td></tr></table>		基準値 (H30)	目標値 (R10)	117.0%	122.0%	主な体育施設３施設（総合体育館、高島小学校温水プール、銭函パークゴルフ場）を利用する延べ利用者の人口に対する割合 <table><tr><th>基準値 (R5)</th><th>目標値 (R10)</th></tr><tr><td>128.2%</td><td>133.2%</td></tr></table>	基準値 (R5)	目標値 (R10)	128.2%	133.2%	基準値 117.0%（H30） 目標値 122.0% ↓ 基準値 128.2%（R5） 目標値 133.2% 基準値根拠：当初、１０年間で５%（ポイント）上昇させる目標であった。コロナ禍明けの影響もありR5は目標値を達成した形になった。今後５年間でさらに５%（ポイント）上昇を目標に取組を進める。
基準値 (H30)	目標値 (R10)										
117.0%	122.0%										
基準値 (R5)	目標値 (R10)										
128.2%	133.2%										

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・小樽市教育推進計画（令和元～10年度）	・小樽市教育推進計画（令和元～10年度）	
	・ <u>小樽市スポーツ施設長寿命化計画</u>	令和4年度策定
	・ <u>小樽市総合体育館長寿命化計画</u>	令和3年度策定
	・ <u>小樽市新総合体育館基本構想</u>	令和4年度策定
	・ <u>小樽市新総合体育館基本計画</u>	令和5年度策定

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち（生きがい・文化）	施策	6-4 国際交流
-------------	----------------------------------	----	----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
（前略） 現在、姉妹都市であるナホトカ市（ロシア）、ダニーデン市（ニュージーランド）、ソウル特別市江西区（韓国）と、青少年交流や周年行事を中心に、<u>使節団の相互訪問などを通じて安定的に交流を行っています。</u>	（前略） 現在、姉妹都市であるナホトカ市（ロシア）、ダニーデン市（ニュージーランド）、ソウル特別市江西区（韓国）と、青少年交流や周年行事を中心に、<u>使節団の相互訪問などの交流を行っています。</u>	国際情勢により、現在、ナホトカ市（ロシア）との姉妹都市交流は中断しており、再開のめどが立っていないため、「安定的に」と言う表現を修正
（中略） 本市に居住する外国人は増加傾向が続き、平成31年3月現在で約600人となっており、平成31年4月には新たに特定技能外国人の受入れが始まったことから、今後は更なる増加が予想されます。これらの方が本市での暮らしに魅力を感じ、安心して生活を送ることができるよう、言語学習や相談対応などのサポートが必要になってくると考えられます。また、外国人を共に地域社会を担う一員として受け入れる市民の理解も必要となってきます。	（中略） 本市に居住する外国人は増加傾向が続き、令和6年6月現在で約1,000人となっている中、国においては特定技能制度の対象分野の拡大や、技能実習制度の育成就労制度への見直しなど、外国人材の受入れ環境の整備が進められていることから、今後、更なる増加が予想されます。<u>外国人住民が</u>本市での暮らしに魅力を感じ、安心して生活を送ることができるよう、言語学習や相談対応などのサポートが必要になってくると考えられます。また、外国人を共に地域社会を担う一員として受け入れる市民の理解も必要となってきます。	在住外国人数を現状に合わせて修正 現在の「技能実習制度」は、今後「育成就労制度」改正される見込みのため文言を修正。 「これらの方」を「外国人住民」に文言を修正。

小施策01 姉妹都市等との交流

～

小施策02 外国人が暮らしやすい環境づくり

（略）

関連計画

（略）

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

市政運営の基本姿勢	01 市民参加と協働によるまちづくりの推進		
-----------	-----------------------	--	--

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
小樽市自治基本条例の制定により、協働によるまちづくりに取り組んでいます。が、 <u>限られた資源で</u> 市民が納得できるまちづくりを行っていくためには、市民との情報共有や市民参加を進め、 <u>地域課題を</u> 市民とともに <u>解決</u> していける組織体制を整えて、協働によるまちづくりをより一層推進していくことが必要です。	小樽市自治基本条例の制定により、協働によるまちづくりに取り組んでいます。が、 <u>多様化する地域課題への対応が求められている中で</u> 、市民が納得できるまちづくりを行っていくためには、市民との情報共有や市民参加を進め、市民とともに <u>課題解決</u> していける組織体制を整えて、協働によるまちづくりをより一層推進していくことが必要です。	行政だけでは対応しきれない様々な課題・ニーズに対応するため、協働が必要であることを踏まえた表現の修正
(中略)	(中略)	
これまで、まちづくりに関わる市民団体等との協働による活動が行われ、民間企業や大学等との連携協定の締結や、 <u>産・学・官連携</u> による取組も進められていますが、地域における様々な課題を解消するために、より一層の連携を図り、それぞれの団体等が持つ資源を有効に活用することが必要と考えられます。	これまで、まちづくりに関わる市民団体等との協働による活動が行われ、民間企業や大学等との連携協定の締結や、 <u>産・学・官・金連携</u> による取組も進められていますが、地域における様々な課題を解消するために、より一層の連携を図り、それぞれの団体等が持つ資源を有効に活用することが必要と考えられます。	文言の修正

基本的な考え方 (1) 市民参加型の市政運営の推進 (略)

基本的な考え方 (2) 地域コミュニティ活動の活性化

現在の記載	修正後	改訂理由
地域住民がまちづくりについて関心を持てるよう、地域ごとの魅力や特性を生かした活動等に積極的に参加 <u>できるような機会を増やし</u> 、その中で参加者が地域の諸問題について活発に意見を出し合い、解決に向けて活動できる <u>ように</u> 努めます。	地域住民がまちづくりについて関心を持てるよう、地域ごとの魅力や特性を生かした活動等に積極的に参加 <u>し</u> 、その中で参加者が地域の諸問題について活発に意見を出し合い、解決に向けて活動できる <u>ような機会の創出に</u> 努めます。	文言修正
また、地域で活動する町内会及びボランティア等の市民団体が、地域コミュニティ活動を自立的かつ継続的に行うために、リーダー <u>的な</u> 役割を担う人材の育成や活動拠点の提供等、必要な支援の充実に努めます。	また、地域で活動する町内会及びボランティア等の市民団体が、地域コミュニティ活動を自立的かつ継続的に行うために、リーダー <u>としての</u> 役割を担う人材の育成や活動拠点の提供等、必要な支援の充実に努めます。	文言修正

基本的な考え方 (3) 民間企業や大学等との連携 (略)

関連計画 (1) 市民参加型の市政運営の推進 ～ (3) 民間企業や大学等との連携 (略)

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

市政運営の基本姿勢	02 持続可能な行財政運営の推進		
◆基本計画			
現状と課題			
現在の記載		修正後	改訂理由
本市は、「真の財政健全化」に向けて、これまでに他会計や基金からの借入金の返済を計画的に進めていますが、近年の地方交付税の削減や市税収入が伸び悩む中で、必要な行政サービスを維持していかなければならず、厳しい財政状況にあります。		本市では、これまでも継続して財政健全化を目指して取り組んできたところであり、近年では、社会情勢が大きく変化する中、地方交付税などの国等の財源措置が大きかったことや、収支改善の取組の成果もあり、一定程度の財政調整基金を確保できたところです。	令和5年9月に、令和4年度までの小樽市収支改善プランの検証を行い、プランの課題が見えたことや、今後は大規模な公共施設の更新が控えていることから、12月に、10年間の計画期間とする「小樽市中長期財政収支計画」を新たに策定し、今後はこれに基づき中長期の視点に立った財政運営に取り組むこととしたため。
また、本市の財政は、収支改善プラン（令和元～7年度）における収支見通しにおいても、予算編成に当たって多額の財源不足が生じると試算しており、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれます。		しかし、これからの財政状況は、令和5年12月に策定した中長期財政収支計画（令和6～15年度）において、市税等の一般財源が大きく伸びることはない一方、人口減少対策や老朽化した公共施設の更新などに多額の費用を要すると推計しており、後年度になるにつれて厳しさを増す傾向になることが見込まれています。	
このため、プランに示した収支改善に向けた取組を進め、「収支の黒字化」と「財政調整基金の確保」を図り、国の動向も注視しながら、中長期的な収支を見据えた財政運営が必要となっています。		このため、今後は中長期的な視点をもって収支改善に努め、改善効果が大いなのは重点的に取り組み、早期から効果を生み出すことなどにより、将来にわたる財政の健全性を確保していく必要があります。	
（中略）		（中略）	
また、スマートフォンが急速に普及し、IoT※やAI※など、ICT※ ³ 関連の技術革新が進む中、市政においても子育てや教育、医療、介護、産業、除排雪、交通、防災など様々な分野で、こうした技術の導入によって市民等の利便性や施策の効果・効率の向上に寄与することが期待されます。		また、スマートフォンが急速に普及し、IoT※やAI※など、デジタル技術の革新が進む一方で、新型コロナウイルス感染症への対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対し、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）※が求められています。 市政においても子育てや教育、医療、介護、産業、除排雪、交通、防災など様々な分野で、デジタル技術やデータを活用して、市民等の利便性や施策の効果・効率の向上に寄与することが期待されます。	自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（2.0版）を反映した修正。
※「IoT」…（略） ※「AI」…（略） ※「ICT」…Information and Communication Technology の略称で、情報・通信に関する技術のこと。		※「IoT」…（略） ※「AI」…（略） ※「DX」…デジタルと変革を意味するトランスフォーメーションにより作られた造語である Digital Transformation の略。進化したデジタル技術を社会に浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革すること。	
（次ページへ続く）			

現状と課題

現在の記載
(前ページの続き)
(中略)
さらに、耐震化されていない施設については、建物の安全性の確保に向けた対策が必要 <u>です</u> 。



修正後	改訂理由
(中略)	
さらに、耐震化されていない施設については、建物の安全性の確保に向けた対策が必要で <u>あり、新たに整備する施設については、誰もが利用しやすいよう、また、環境負荷を低減することができるよう、構造や設備、仕組みなどについて検討が必要です</u> 。	今後、整備する公共施設については、「小樽市公共施設等総合管理計画（令和4年2月改訂）」第4章-1において、公共施設等の管理に関する基本的な方針として、「誰もが安心・安全で利用しやすい施設」「温室効果ガス削減に配慮した設計」などの記載が加わったため。

基本的な考え方 (1) 財政健全化の推進

現在の記載
本市の財政は非常に厳しい状況にあり、将来に向けて持続可能な財政運営を進めていくには、人口や財政の規模に見合った行政経営や、引き続き行財政改革の取組を推進していく必要があり、限られた財源を効率的かつ有効的に活用できるよう、全ての事務事業について、その必要性や費用対効果を点検・検証の上、優先度による「選択と集中」を図ります。
また、産業・観光振興や企業誘致などにより税収増を図るほか、ふるさと納税制度の推進やクラウドファンディング※の活用など自主財源の確保を図り、市民生活を守る行政サービスや魅力あるまちづくりを行うための財源確保に努めます。
※「クラウドファンディング」…群集(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語で、インターネットを通じて不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法のこと。



修正後	改訂理由
将来にわたり持続可能なまちづくりを行い、かつ財政の健全性を確保し続けるためには、中長期の視点による財政運営が不可欠です。現下の人口減少や老朽化施設の更新などの複雑多様化する行政課題に適時・適切に財政出動を行って対応し、収支状況が厳しいときには財政調整基金を活用しながらも、将来への備えとしてこの基金を確保し続けなければなりません。 現状では、後年度になるにつれて財政状況が厳しくなることが見込まれていますが、その時期が近づいてから集中的に改善を図るのではなく、中長期の視点により今から備えていくことで、より持続性の高い財政運営となるように取り組みます。	令和5年9月に、令和4年度までの小樽市収支改善プランの検証を行い、プランの課題が見えたことや、今後は大規模な公共施設の更新が控えていることから、12月に、10年間の計画期間とする「小樽市中長期財政収支計画」を新たに策定し、今後はこれに基づき中長期の視点に立った財政運営に取り組むこととしたため。
収支改善の対策は、ふるさと納税の推進強化や公債費負担の抑制などは、後年度に及ぶ効果も大きくなることが見込まれることから、重点的に取り組むことで早期に効果を生むよう努めるとともに、宿泊税や広告料などの新たな自主財源等の確保について積極的に推進します。	
(削除)	

基本的な考え方 (2) 効果的・効率的な行政経営の推進

現在の記載
総合計画の推進に当たっては、市民ニーズや客観的なデータなどの根拠に基づき、目的やターゲットを明確化した企画立案に努めるとともに、<u>ICTの活用</u>など多様な手法を比較検討し、課題解決に向けて費用対効果の高い事業展開を図ります。
(後略)



修正後	改訂理由
総合計画の推進に当たっては、市民ニーズや客観的なデータなどの根拠に基づき、目的やターゲットを明確化した企画立案に努めるとともに、<u>デジタル技術の活用と合わせて、業務の進め方などについても見直しする</u>など、多様な手法を比較検討し、課題解決に向けて費用対効果の高い事業展開を図ります。	<u>単純なデジタル化(ICT、デジタル技術の導入)だけで終わるのではなく、業務の在り方についても変革を進めていく必要があるため。(押印廃止など)</u>
(後略)	

基本的な考え方 (3) 公共施設等の老朽化対策と将来に向けた最適化

現在の記載
(前略)
また、民間活力の活用や、予防保全型の維持管理※への転換を目指すことで、公共施設等の維持管理経費や更新費用の平準化と縮減を図るとともに、施設の長寿命化に資する計画を定め、適切な維持管理に努めます。
※「予防保全型の維持管理」… (略)
(中略)
一方、市での有効活用が難しい公共施設については、積極的に売却、賃貸等を検討しますが、安全性に問題のある施設については、市民の安全を確保するために、適宜、除却を進めます。
(後略)



修正後	改訂理由
(前略)	
また、<u>PPP/PFI 手法などの民間活力の導入</u>や、予防保全型の維持管理※への転換を目指すことで、公共施設等の維持管理経費や更新費用の平準化と縮減を図るとともに、施設の長寿命化に資する計画を定め、適切な維持管理に努めます。	<u>「小樽市 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針」(令和4年12月策定)に、施設整備や維持管理に民間活力の導入を積極的に検討するとの記載があるため。</u>
※「予防保全型の維持管理」… (略)	
(中略)	
一方、市での有効活用が難しい公共施設については、積極的に売却、賃貸等を検討しますが、安全性に問題のある施設については、市民の安全を確保するために、適宜、除却を進めます。<u>また、新たに整備する施設については、バリアフリー※及びユニバーサルデザイン※の導入、省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入などについて検討します。</u>	<u>今後、整備する公共施設については、「小樽市本庁舎長寿命化計画(令和4年2月策定)」第3章-3(基本方針)、及び「小樽市総合体育館長寿命化計画(令和4年2月策定)」3-4(基本方針)において、現施設の抱える課題、これに対応する方針として左記の記載があるため。</u>
※「バリアフリー」…障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去すること。 ※「ユニバーサルデザイン」…障がいの有無、年齢・性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいようデザインすること。	
(後略)	

関連計画	(1) 財政健全化の推進
------	--------------

現在の記載	修正後	改訂理由
・ <u>小樽市収支改善プラン（令和元～7年度）</u>	➡ ・ <u>小樽市中長期財政収支計画（令和6～15年度）</u>	プランの検証等を踏まえ、R5.12月に新たに策定し、今後はこれに基づき中長期の視点により財政運営を進めていくこととしたため。

関連計画	(2) 効果的・効率的な行政経営の推進
------	---------------------

現在の記載	修正後	改訂理由
・ 小樽市人材育成基本方針	・ 小樽市人材育成基本方針	
	➡ ・ <u>小樽市自治体DXに関する全体方針</u>	令和5年11月に新たに策定し、今後はこの方針に沿って取組を進めていく予定であるため。

関連計画	(3) 公共施設等の老朽化対策と将来に向けた最適化
------	---------------------------

現在の記載	修正後	改訂理由
・ 小樽市公共施設等総合管理計画（平成29～令和40年度）	・ 小樽市公共施設等総合管理計画（平成29～令和40年度）	
・ <u>（仮称）小樽市公共施設再編計画</u>	➡ ・ 小樽市公共施設再編計画 <u>（令和3～40年度）</u>	令和2年5月計画策定のため
・ <u>（仮称）小樽市公共施設長寿命化計画</u>	・ 小樽市公共施設長寿命化計画 <u>（令和3～40年度）</u>	令和3年2月計画策定のため

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

市政運営の基本姿勢		0 3 広域連携の推進			
◆基本計画					
現状と課題					
現在の記載		修正後		改訂理由	
(前略)		(前略)			
本市においては、北後志の中心市として定住自立圏共生ビジョンを策定し、周辺5町村と「北しりべし定住自立圏※」を構成しているほか、札幌市との協定により「さっぽろ連携中枢都市圏※」に参画しています。また、「石狩湾新港管理組合」、「石狩西部広域水道企業団」、「北しりべし廃棄物処理広域連合」、「北海道後期高齢者医療広域連合」などを関係自治体と組織しており、今後も構成団体と協力して事業を進めていくことが求められています。		本市においては、北後志の中心市として定住自立圏共生ビジョンを策定し、周辺5町村と「北しりべし定住自立圏※」を構成しているほか、札幌市との連携協約により「さっぽろ連携中枢都市圏※」に参画しています。また、「石狩湾新港管理組合」、「石狩西部広域水道企業団」、「北しりべし廃棄物処理広域連合」、「北海道後期高齢者医療広域連合」などを関係自治体と組織しており、今後も構成団体と協力して事業を進めていくことが求められています。		根拠規定の地方自治法第252条の2の表記に修正する。	
※「北しりべし定住自立圏」…（略） ※「さっぽろ連携中枢都市圏」…（略）		※「北しりべし定住自立圏」…（略） ※「さっぽろ連携中枢都市圏」…（略）			
また、道路交通網の整備や北海道新幹線の札幌延伸の早期完成など、複数の地域や団体で連携して取り組むべき課題が増える傾向にあることから、長期的な視点に立った広域的な取組が重要となっています。		また、道路交通網の整備や北海道新幹線新函館北斗・札幌間の早期完成など、複数の地域や団体で連携して取り組むべき課題が増える傾向にあることから、長期的な視点に立った広域的な取組が重要となっています。		文言の修正	
基本的な考え方	(1) 行政区域を越えた連携の推進（略）				
基本的な考え方	(2) 広域的、長期的な課題解決への取組				
現在の記載		修正後		改訂理由	
高速道路をはじめとする幹線道路の整備促進や北海道新幹線の札幌延伸の早期完成については、関係市町村と共同して要望活動に取り組むなど、地域の共通課題の解決に向け、広域的な観点により事業の推進に努めます。		高速道路をはじめとする幹線道路の整備促進や北海道新幹線新函館北斗・札幌間の早期完成については、関係市町村と共同して要望活動に取り組むなど、地域の共通課題の解決に向け、広域的な観点により事業の推進に努めます。		文言の修正	
(後略)		(後略)			
関連計画	(1) 行政区域を越えた連携の推進				
現在の記載		修正後		改訂理由	
・第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョン（平成27～令和元年度）		・第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョン（令和2～6年度）		時点修正	
・さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン（令和元～5年度・札幌市策定）		・さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン（令和6～10年度・札幌市策定）		時点修正	
関連計画	(2) 広域的、長期的な課題解決への取組（略）				